

2020年度版

中小企業施策利用ガイドブック

中小企業の方が中小企業施策をご利用になる際の手引書として
主な施策の概要を紹介しています



中小企業の定義について

このガイドブックで紹介する施策について、特に注がない限り「中小企業(者)」及び「小規模企業(者)」とは、以下の者を指します。

中小企業の範囲

中小企業基本法では、中小企業の範囲を次のように定義しています。

中小企業は、我が国の企業の99.7%を占め、従業者の68.8%が働くなど、我が国経済において中心的な役割を果たしています。

業 種 分 類	中小企業基本法の定義
製造業その他	資本金3億円以下の会社 又は 従業者数300人以下の会社及び個人
卸 売 業	資本金1億円以下の会社 又は 従業者数100人以下の会社及び個人
小 売 業	資本金5千万円以下の会社 又は 従業者数50人以下の会社及び個人
サービス業	資本金5千万円以下の会社 又は 従業者数100人以下の会社及び個人

※中小企業関連立法においては、政令によりゴム製品製造業(一部を除く)は、資本金3億円以下または従業員900人以下、旅館業は、資本金5千万円以下または従業員200人以下、ソフトウェア業・情報処理サービス業は、資本金3億円以下または従業員300人以下を中小企業とする場合があります。

小規模企業者の定義

製造業その他	商業・サービス業
従業員数20人以下	従業員数5人以下

上記に掲げた中小企業の定義は、中小企業政策における基本的な政策対象の範囲を定めた「原則」であり、法律や制度によって「中小企業」として扱われている範囲が異なることがあります。例えば、法人税法における中小企業軽減税率の適用範囲は、資本金1億円以下の企業です。

なお、本ガイドブックでは、通常の見解と異なる場合にはその旨明記してあります。

※ 中小企業の定義について詳しくは中小企業庁ホームページ「中小企業・小規模企業者の定義」のページをご参照下さい。

<https://www.chusho.meti.go.jp/soshiki/teigi.html>

『ものづくり基盤技術の高度化に向けた研究開発を行いたい』

戦略的基盤技術高度化支援事業

中小企業のものづくり基盤技術の高度化を図るための研究開発から試作品開発、販路開拓への取組を一貫して支援します

対象となる方

- 大学、公設試験研究機関、最終製品を生産する川下製造業者、自社以外の中小企業・小規模事業者など、2者以上で共同体を組んでいること
- 情報処理、精密加工、立体造形など、ものづくり基盤技術の高度化を図るための研究開発であること

支援内容

中小企業者が大学・公設試等の研究機関等と連携して行う、製品化につながる可能性の高い研究開発、試作品開発及び販路開拓への取組を一貫して支援します。

- 補助金額 単年度4,500万円
3年間の合計で9,750万円以内
- 補助率 2/3以内
※大学・公設試等：定額
- 事業期間 2～3年

ご利用方法

- (1) 経済産業局に対し、公募期間中に申請書を提出。
- (2) 外部有識者で構成される採択審査委員会において提案内容が審査され、採択先が決定。
- (3) 経済産業局から補助金の交付決定通知後、研究開発等を実施、終了し、成果を報告後、補助金を交付。

お問い合わせ先

- ・ 中小企業庁 技術・経営革新課(イノベーション課) 電話:03-3501-1816
- ・ 各経済産業局産業技術課※(巻末お問い合わせ先一覧参照)

※関東経済産業局は製造産業課、中国経済産業局は産業技術連携課、沖縄総合事務局は地域経済課

2020年度版 中小企業施策利用ガイドブック 目次

1. 経営力サポート

	ページ
■技術力の強化支援	
ものづくり・商業・サービス高度連携促進補助金	1
ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金	2
戦略的基盤技術高度化支援事業	3
サービス等生産性向上IT導入支援事業	4
中小企業技術革新制度（SBIR制度）に基づく支援	5
企業活力強化資金（ものづくり法認定関連）	6
中小企業技術基盤強化税制（研究開発税制）	7
省エネ関連設備等の導入に対する支援	10
CIP制度（技術研究組合制度）	11
公設試験研究機関（公設試）	12
医工連携イノベーション推進事業（開発・事業化事業）	13
■創業・ベンチャー支援	
新創業融資制度	14
女性、若者／シニア起業家支援資金	15
産業競争力強化法に基づく創業支援	16
起業支援ファンド	18
中小企業成長支援ファンド	19
中小企業投資育成株式会社による投資	20
研究開発型スタートアップ支援事業	22
新事業支援施設（ビジネス・インキュバータ）による創業・ベンチャー支援	24
■経営革新支援	
商業・サービス競争力強化連携支援事業	25
中小企業等経営強化法（経営力向上計画）	26
中小企業総合展（新価値創造展）	29
中小企業と国内外の信頼できる企業とを繋ぐビジネスマッチングサイト 「J-GoodTech(ジエグテック)」	30
販路開拓コーディネート事業	31
中小企業組合等課題対応支援事業	32
中小企業組合に対する助言、情報提供	33

おもてなし規格認証	34
中小企業共通 EDI 標準	35
認定情報処理支援機関（スマート SME サポーター）	36
IT プラットフォーム「ここからアプリ」	37
生産性向上特別措置法に基づく固定資産税の特例	38
■新たな事業展開支援	
小規模事業者持続的発展支援事業（小規模事業者持続化補助金）	39
地域資源活用の促進	40
農商工等連携の支援	42
地域未来投資促進法による支援	44
地域企業イノベーション支援事業	45
経営革新支援事業	46
新たな事業活動を支援する融資制度等	47
新事業創出支援事業	49
地域中小企業応援ファンドによる新商品開発や販路開拓等支援	50
健康・医療事業分野への資金供給	51
伝統的工芸品産業支援補助金	52
■知的財産支援	
中小企業知財経営支援金融機能活用促進事業	53
模倣品対策支援事業	54
防衛型侵害対策支援事業	55
冒認商標無効・取消係争支援事業	56
海外知財訴訟費用保険に対する補助	57
特許料等の軽減制度	58
INPIT 知財総合支援窓口	59
制度説明会、講師派遣、相談、研修	60
特許情報プラットフォーム（J-PlatPat）	61
開放特許情報データベース、特許出願技術動向調査、特許戦略ポータルサイト	62
電子出願支援	63
早期審査・審理／面接／巡回審判	64
海外知財情報提供と専門人材による支援	66
中小企業外国出願支援事業	67
地域ブランド保護に関する支援（地域団体商標制度）	68
日本発知的財産活用ビジネス化支援事業	69

営業秘密・知財戦略相談窓口	70
創業期ベンチャー企業に対する知財戦略構築等支援事業 (IPAS)	71
中小企業等特許情報分析活用支援事業	72
ベンチャー知財支援基板整備事業 (ベンチャー特化型知財ネットワーク構築)	73
■再生支援	
中小企業再生支援協議会	74
産業復興相談センター・産業復興機構	75
中小企業再生ファンド	76
企業再生貸付制度	77
事業再生支援制度	79
■雇用人材支援	
中小企業・小規模事業者人材確保支援等事業	81
東日本大震災被災地域中小企業・小規模事業者人材確保等支援事業	82
中小企業大学の研修	83
サプライヤー応援隊事業	84
特定求職者雇用開発助成金 (被災者雇用開発コース)、事業復興型雇用確保事業による支援	85
働き方改革推進支援助成金 (労働時間短縮・年休促進支援コース)	87
働き方改革推進支援助成金 (勤務間インターバル導入コース)	88
働き方改革推進支援助成金 (団体推進コース)	89
働き方改革推進支援助成金 (テレワークコース)	90
就業環境整備・改善支援事業	91
働き方・休み方改善コンサルタント制度	92
最低賃金引上げに向けた中小企業・小規模事業者支援事業	93
受動喫煙防止対策に関する各種支援事業	95
化学物質のリスクアセスメント等に対する支援	96
ストレスチェック助成金	97
職場環境改善計画助成金	98
心の健康づくり計画助成金	99
小規模事業場産業医活動助成金	100
治療と仕事の両立支援助成金	101
産業保健総合支援センター事業	102
メンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」	103
労働移動支援助成金	104
雇用調整助成金	106

特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者コース・生涯現役コース）	107
人材確保等支援助成金	108
地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース）	111
建設事業主等に対する助成金	112
キャリアアップ助成金	115
トライアル雇用助成金（一般トライアルコース）	118
ユースエール認定制度	119
65歳超雇用推進助成金	120
障害者雇用安定助成金	121
特定求職者雇用開発助成金（障害者初回雇用コース）	124
特定求職者雇用開発助成金（発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース）	125
人材開発支援助成金	126
認定職業訓練制度	128
若年技能者人材育成支援等事業（ものづくりマイスター制度）	129
生産性向上人材育成支援センター	131
勤労者財産形成促進制度	132
両立支援等助成金	133
特定求職者雇用開発助成金（就職氷河世代安定雇用実現コース）	136
障害者トライアル雇用	137
障害者作業施設設置等助成金	138
障害者福祉施設設置等助成金	139
障害者介助等助成金	140
重度障害者等通勤対策助成金	142
重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金	144
障害者の職場適応のための支援（ジョブコーチ支援）	145
障害者職場実習支援事業	146
人材確保対策推進事業	147
中小企業のための育児・介護支援プラン導入支援事業	148
既存不適合機械等更新支援補助金	149
中途採用等支援助成金	150
働き方改革推進支援資金	153
エイジフレンドリー補助金	155
副業・兼業労働者に対する健康確保措置助成金	156
精神・発達障害者しごとサポーター養成講座	157
障害者雇用に関する優良な中小事業主に対する認定制度	158

短時間労働者のうち週所定労働時間が一定の範囲内にある者（特定短時間労働者） の雇用に対する支援	160
--	-----

■海外展開支援

現地進出支援強化事業（海外進出支援）	162
現地進出支援強化事業（海外販路開拓支援）	163
技術協力活用型・新興国市場開拓事業（研修・専門家派遣事業）	165
技術協力活用型・新興国市場開拓事業（国際化促進インターンシップ事業）	166
低炭素技術を輸出するための人材育成支援事業費補助金	167
JAPAN ブランド育成支援等事業	168
中小企業の海外展開支援（施策集・事例集）	169
中小企業国際化支援アドバイス事業	171
海外展開セミナー事業（セミナー、WEB 情報提供など）	172
現地進出支援強化事業（海外調査・情報提供）	173
中小企業海外ビジネス人材育成塾（中小企業・小規模事業者人材対策事業）	174
海外展開・事業再編資金	175
スタンドバイ・クレジット制度	177
輸出保険	178
海外投資保険	179
日本台湾交流協会事業	180
新輸出大国コンソーシアム	181
越境E C等利活用促進事業	182
中小企業・SDGs ビジネス支援事業	183
技術協力活用型・新興国市場開拓事業（社会課題解決型国際共同開発事業）	184
技術協力活用型・新興国市場開拓事業（海外ジョブフェア事業）	185
海外C E D商談会	186
E C活用支援	187

■取引・官公需支援

下請代金支払遅延等防止法の規制について	188
下請ガイドライン	190
適正取引講習会（テキトリー講習会）	191
下請Gメンヒアリング	192
下請かけこみ寺にご相談ください	193
下請中小企業・小規模事業者の自立化支援	194
消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する	

特別措置法について	195
中小企業・小規模事業者の受注機会の増大のための支援	197
取引先の支払条件改善のための融資制度	199

■経営安定支援

施設・設備の復旧・整備に対する補助制度	200
経営安定特別相談事業	201
小規模企業共済制度	202
経営セーフティ共済（経営セーフティ共済は中小企業倒産防止共済制度の愛称です。）	203
中小企業退職金共済制度	204
自然災害等に備えた中小企業の防災・減災対策の普及促進	205
社会環境対応施設整備資金融資制度（BCP 融資）	206
災害復旧貸付	207
J-クレジット制度	208
中小企業等経営強化法（事業継続力強化計画）	209

■小規模企業支援

小規模事業者経営改善資金融資制度（マル経融資）	211
小規模事業者経営発達支援融資制度	212

2. 金融サポート

東日本大震災復興特別貸付	213
設備資金貸付利率特例制度	215
平成 28 年熊本地震特別貸付	216
平成 30 年 7 月豪雨特別貸付	218
令和元年台風第 19 号等特別貸付	219
高度化事業（災害対策）	220
セーフティネット貸付	221
中小企業経営力強化資金融資事業	223
信用保証制度	224
セーフティネット保証制度	225
東日本大震災復興緊急保証	227
災害関係保証	228
信用保証協会による借換保証	229
経営力強化保証制度	231
事業再生計画実施関連保証（経営改善サポート保証）	232
再チャレンジ支援融資制度（再挑戦支援資金）	233

証券化支援スキームを活用した融資制度（CLO融資）	234
挑戦支援資本強化特例制度（資本性ローン）	235
高度化事業（工業団地、ショッピングセンター等の整備に対する貸付制度）	236
環境・エネルギー対策資金（公害防止対策関係）	237
IT活用促進資金	238
認定経営革新等支援機関による経営改善計画策定支援事業	239
認定経営革新等支援機関による早期経営改善計画策定支援事業	240
「経営者保証に関するガイドライン」の利用促進	241
事業承継特別保証	243
経営承継関連保証	244
経営承継準備関連保証	245
特定経営承継関連保証	246
特定経営承継準備関連保証	247
自主廃業支援保証	248
特定社債保証（私募債保証）	249
流動資産担保融資保証（ABL保証）	250
信用保証協会による経営支援事業	252

3. 財務サポート

■税制

少額減価償却資産の特例	253
交際費等の損金算入の特例	254
外国人旅行者向け消費税免税制度	255
中小企業向け所得拡大促進税制	257
中小企業経営強化税制	258
中小企業投資促進税制	259
エンジェル税制	260
公害防止税制	261
地方拠点強化税制	262
中小企業者等の法人税率の特例	263
商業・サービス業・農林水産業活性化税制	264
国税の猶予制度	265
中小企業・防災減災投資促進税制	266

■会計

中小企業の会計	267
---------	-----

■事業承継

事業承継の円滑化のための支援策	268
プッシュ型事業承継支援高度化事業	269
事業引継ぎ支援事業	270
事業承継補助金	271
事業承継円滑化のための税制措置	272
経営承継円滑化法による総合的支援	275

4. 商業・地域サポート

インバウンド需要拡大推進事業	276
商店街活性化・観光消費創出事業	278
地域商店街活性化法に基づく支援	279
企業活力強化資金／観光産業等生産性向上資金	280
流通業務総合効率化法に基づく支援	283
特定民間中心市街地経済活力向上事業	284
民間中心市街地商業活性化事業	285
中心市街地商業活性化診断・サポート事業	286
中心市街地商業活性化アドバイザー派遣事業	287
中心市街地に対する税制支援措置・低利融資制度	288
中心市街地活性化協議会運営支援事業	289

5. 分野別サポート

ソーシャルビジネス支援資金	290
中小建設企業への支援	291
金融措置による支援	294
食品流通高度化・合理化支援策	296
食品の製造過程の管理の高度化に関する支援	297
生活衛生関係営業への支援	298

6. 相談・情報提供

働き方改革支援	300
ITに関する専門家派遣事業	302
中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業（よろず支援拠点事業）	303
中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業（専門家派遣事業）	304
中小企業基盤整備機構・中小企業支援センター	305

商工会・商工会議所の窓口	306
J-N e t 2 1 中小企業ビジネス支援ポータルサイト	307
高度外国人活躍推進プラットフォーム	308
SECURITY ACTION (情報セキュリティ対策自己宣言)	309
情報セキュリティ対策支援サイト	310
医療機器開発支援ネットワーク事業	311
中小企業・小規模事業者等に対する働き方改革推進支援事業 (働き方改革推進支援センター)	312
個別労働紛争解決制度	313

【問い合わせ先一覧】

中小企業庁・経済産業局等	314
都道府県中小企業担当課	317
都道府県経営革新計画担当課	318
都道府県高度化事業担当課	319
都道府県等中小企業支援センター	320
政令指定都市における中小企業支援センター	320
中小企業再生支援協議会	321
経営改善支援センター	322
事業承継ネットワーク地域事務局	324
事業引継ぎ支援センター	325
都道府県中小企業団体中央会	326
独立行政法人中小企業基盤整備機構相談窓口 (海外展開、3連携事業、販路開拓)、中小企業復興支援センター等 被災地支援拠点 がんばる中小企業 経営ホットライン	327
J E T R O 国内事務所	328
J I C A 国内機関	328
政府系金融機関等	328
日本商工会議所	329
全国商工会連合会	329
全国中小企業団体中央会	329
全国商店街振興組合連合会	329
全国中小企業振興機関協会	329
一般財団法人海外産業人材育成協会	329
株式会社日本貿易保険 (NEXI)	329
地域中小企業応援ファンド運営管理者	330

農商工連携型地域中小企業応援ファンド（スタートアップ応援型）運営管理者	331
産業復興相談センター（二重ローンや事業の復旧・復興についての総合相談窓口）	331
都道府県事業復興型雇用確保事業担当課・室	331
総合労働相談コーナー	332
よろず支援拠点	333
事業者向け補助金・助成金一覧	334
索引	336

融資・リース・保証

補助金・税制・出資

情報提供・相談

セミナー・研修・イベント

法律等に基づく支援

『売上や業務効率を高めるITツールを導入したい』 サービス等生産性向上IT導入支援事業

サービス業を中心とした中小企業、小規模事業者が、新たに生産性向上に貢献するITツール・ソフトウェアを導入する際に、補助を受けることができます。

対象となる方

中小企業、小規模事業者等（飲食、宿泊、小売・卸、運輸、医療、介護、保育等）

支援内容

1. 補助対象経費
ITツール（ソフトウェア、サービス等） ※ハードウェアは対象外
例：パッケージソフトの本体費用、クラウドサービスの導入・初期費用等
2. 補助率等：1/2（上限450万円、下限30万円）
3. 募集期間：未定

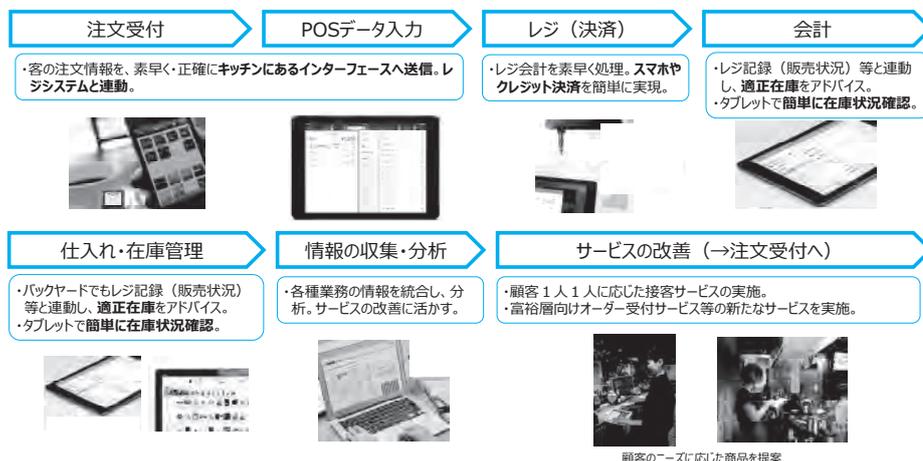
ご利用方法

補助事業者（中小事業・小規模事業者）において事業計画を策定（詳しくは、事務局決まり次第、事務局のHPを参照）

1. 自分の事業エリアをカバーする、または改善に必要な業務に対応するITツールを取り扱っているIT導入支援事業者を決定
2. IT導入支援事業者と相談しつつ、もっとも適したITツール等を決定
3. IT導入支援事業者のサポートを受け、申請（電子申請）
4. 交付決定の通知後に、契約・導入の実施
5. 支払いまで完了後、完了報告を作成・提出

<導入イメージ>

例：飲食業



お問い合わせ先

経済産業省 商務・サービスグループ サービス政策課

電話：03-3580-3922

『研究開発成果を事業化するための支援策を知りたい』 中小企業技術革新制度(SBIR制度)に基づく支援

国等の指定する特定の研究開発補助金等を受けた中小企業者及び事業を営んでいない個人は、その成果を利用した事業活動を行う場合に、特許料の減免や日本政策金融公庫の特別貸付制度などの支援を受けることができます。

対象となる方

中小企業等経営強化法に基づき指定された特定の研究開発補助金や委託費(特定補助金等)の交付を受けた中小企業者及び事業を営んでいない個人(大学等の研究者等)

支援内容

- (1) 特許料等の減免
特定補助金等の成果に関する発明特許について特許料及び審査請求手数料の減免を受けることができます。(65頁参照)
- (2) 信用保証の特例
新事業開拓保険制度において、債務保証枠の拡大(2億円→3億円)を利用することができます。
- (3) 日本政策金融公庫の特別利率による融資制度(新企業育成貸付制度)
特定補助金等の成果を事業化する際に、新事業育成資金、女性、若者／シニア起業家支援資金(17頁参照)、新規開業支援資金、新事業活動促進資金(53頁参照)といった特別貸付(基準利率-0.65%など)を受けることができます。
- (4) 中小企業投資育成株式会社法の特例
資本の額が3億円を超える株式会社を設立する場合等も中小企業投資育成会社の投資を受けることができます。(22頁参照)
- (5) 国や関係機関の入札への参加機会の特例措置
参加しようとする入札物件と同等以上の仕様の物件を製造できることなどを証明できれば、入札参加資格のランクにかかわらず、入札参加が可能となる特例措置があります。
- (6) 中小企業者の人材確保
科学技術振興機構が運営する研究者の求職サポートサイト「JREC-IN Portal」に、求人情報を掲載することができます。
- (7) 中小企業者の技術力をPRする場の提供
中小企業基盤整備機構が運営する中小企業ビジネス支援サイト「J-Net21」にSBIR特設サイトを開設しており、特定補助金等の交付を受けた中小企業の情報を確認できます。また、同機構が運営する「J-GoodTech(ジグテック)」(34頁参照)に登録することにより、企業情報や製品情報などを掲載し、PRすることができるほか、創業10年未満の企業は同機構が開催する「新価値創造展」(33頁参照)に出展する際の審査において優遇措置が設けられています。

ご利用方法

お問い合わせ先

SBIR制度全般:中小企業庁技術・経営革新課(イノベーション課)

電話:03-3501-1816 URL: <http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/gijut/index.html>

(2) 中小企業信用保険法の特例:全国信用保証協会連合会 電話:03-6823-1200

(3) 日本政策金融公庫の特別貸付制度:

全国各店舗URL: <http://www.jfc.go.jp/n/branch/index.html>

・国民生活事業(個人企業・小規模企業向け事業資金)

・中小企業事業(中小企業向け長期事業資金)

・事業資金相談ダイヤル:0120-154-505

沖縄振興開発金融公庫 電話:098-941-1785

(4) 中小企業投資育成株式会社法の特例:

東京社 電話:03-5469-1811 名古屋社 電話:052-581-9541 大阪社 電話:06-6459-1700

(6) JREC-IN Portal:科学技術振興機構 電話:03-5214-8459

URL: <https://jrecin.jst.go.jp/seek/SeekTop>

(7) SBIR特設サイト(中小企業ビジネス支援サイト(J-Net21)内):

URL: <http://j-net21.smrj.go.jp/develop/sbir/index.html>

J-GoodTech: URL: <https://jgoodtech.jp/pub/ja/>

新価値創造展: URL: <https://shinkachi-portal.smrj.go.jp/navi/>

効果的な共同研究及び実用化のための『CIP』

CIP(技術研究組合)制度
Collaborative Innovation Partnership

企業と企業、企業と大学などが、共同で研究を進める時に、法人格を有することや税制上の優遇措置がある等の特徴を持つ、CIP(技術研究組合)制度があります。

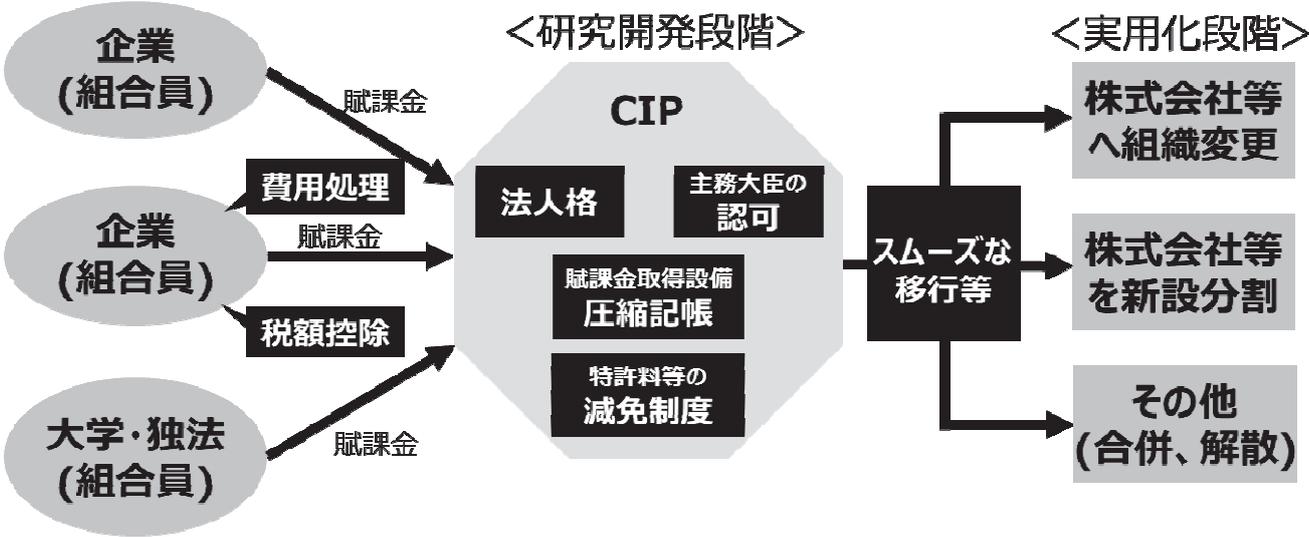
対象となる方

企業、大学、公的研究機関等との共同研究をお考えの事業主 等

支援等内容

本制度は、各企業や大学・公的研究機関等が組合員となってCIPを設立し、事業を実施するために必要な資金、知的財産、研究者等を出し合っ、組合員に共通する技術課題について共同研究を行うためのものです。具体的な特徴として次があります。

- ① 法人格を有していること
- ② 賦課金を支払う組合員について優遇税制(研究開発税制)が適用されること
- ③ CIPが調達する試験研究用資産について優遇税制(圧縮記帳)が適用されること
- ④ 要件を満たした場合、特許料等の減免制度の利用が可能であること
- ⑤ 株式会社への移行など柔軟な組織変更が可能であること



ご利用方法

詳しくは、以下の窓口までお問い合わせください。

お問い合わせ先
 経済産業省 産業技術環境局 技術振興・大学連携推進課
 電話: 03-3501-1778
 URL: https://www.meti.go.jp/policy/tech_promotion/kenkyuu/kenkyuindex.html

融資・リース・保証

補助金・税制・出資

情報提供・相談

セミナー・研修・イベント

法律等に基づく支援

『創業資金を借りたい』

新創業融資制度

これから創業する方や税務申告を2期終えていない方が、事業計画(ビジネスプラン)等の審査を通じ、無担保、無保証人で融資を受けることができます。

対象となる方

次の(1)～(3)のすべての要件に該当する方

- (1) 創業の要件
新たに事業を始める方、または事業開始後税務申告を2期終えていない方
- (2) 雇用創出等の要件
「雇用の創出を伴う事業を始める方」や「現在お勤めの企業と同じ業種の事業を始める方」、「産業競争力強化法に定める認定特定創業支援等事業を受けて事業を始める方」等、一定の要件に該当する方。
ただし、ご融資額が1,000万円以下の場合に限り、当該要件等を満たさない場合も本制度の対象となります。
- (3) 自己資金要件
新たに事業を始める方、または事業開始後税務申告を1期終えていない方は、創業時において創業資金総額の10分の1以上の自己資金(事業に使用される予定の資金をいいます。)を確認できる方。
ただし、「現在お勤めの企業と同じ業種の事業を始める方」、「産業競争力強化法に定める認定特定創業支援事業を受けて事業を始める方」等に該当する方は、本要件を満たすものとみなす場合もございます。

支援内容

- 貸付機関 日本政策金融公庫(国民生活事業)、沖縄振興開発金融公庫
- 貸付限度額 3,000万円(運転資金は1,500万円)
- 貸付利率 2.56～2.75%(注1)(注2)
(注1) 基準利率(上記は、令和2年3月2日現在の利率です。)。実際の適用利率は、資金用途、貸付期間等によって異なります。
(注2) 法人の代表者等が連帯保証人に加入する場合は、利率が0.1%低減されます。
- 貸付期間 各種融資制度に定める貸付期間以内
- 担保・保証条件 原則として、無担保・無保証人

ご利用方法

- (1) 直接、日本政策金融公庫(国民生活事業)、沖縄振興開発金融公庫の本・支店へ申し込んでいただくか、または、下記の各機関にお問い合わせください。
- (2) ビジネスプランの内容、自己資金の要件等について日本政策金融公庫(国民生活事業)、沖縄振興開発金融公庫が審査します。
- (3) 審査結果については日本政策金融公庫(国民生活事業)、沖縄振興開発金融公庫から申込者あてに通知されます。
- (4) 日本政策金融公庫(国民生活事業)、沖縄振興開発金融公庫と申込者間で契約が締結され、融資が行われます。

お問い合わせ先

日本政策金融公庫(日本公庫)
・国民生活事業(個人企業・小規模企業向け事業資金)
事業資金相談ダイヤル: 0120-154-505
沖縄振興開発金融公庫 電話: 098-941-1830

『女性、若者、高齢者向けの創業資金を借りたい』

女性、若者／シニア起業家支援資金

女性、若者、高齢者のうち新規開業して概ね7年以内の方を優遇金利で支援する融資制度です。

対象となる方

女性、若者(35歳未満)、高齢者(55歳以上)の方であって新規開業して概ね7年以内の方

支援内容

- 貸付機関
日本政策金融公庫(中小企業事業、国民生活事業)、沖縄振興開発金融公庫
- 貸付限度額
【中小企業事業】 7億2,000万円(運転資金は2億5,000万円)
【国民生活事業】 7,200万円(運転資金は4,800万円)
- 貸付利率
(1) 運転資金及び設備資金(土地取得資金を除く。) 特別利率①(基準金利から0.4%引き下げ)
(2) 技術・ノウハウ等に新規性がみられる方の運転資金及び設備資金(土地取得資金を除く。) 特別利率②(基準金利から0.65%引き下げ)
(3) 土地取得資金 基準利率
- 貸付期間
(1) 設備資金 20年以内(うち据置期間2年以内)
(2) 運転資金 7年以内(うち据置期間2年以内)

ご利用方法

申込み時に各機関に必要な書類を提出して下さい。
必要書類については各機関にお問い合わせ下さい。

お問い合わせ先

株式会社日本政策金融公庫(日本公庫)
事業資金相談専用ダイヤル:0120-154-505

沖縄振興開発金融公庫 電話:098-941-1830

融資・リース・保証

補助金・税制・出資

情報提供・相談

セミナー・研修・イベント

法律等に基づく支援

『創業支援等の取組を支援してほしい』

産業競争力強化法に基づく創業支援

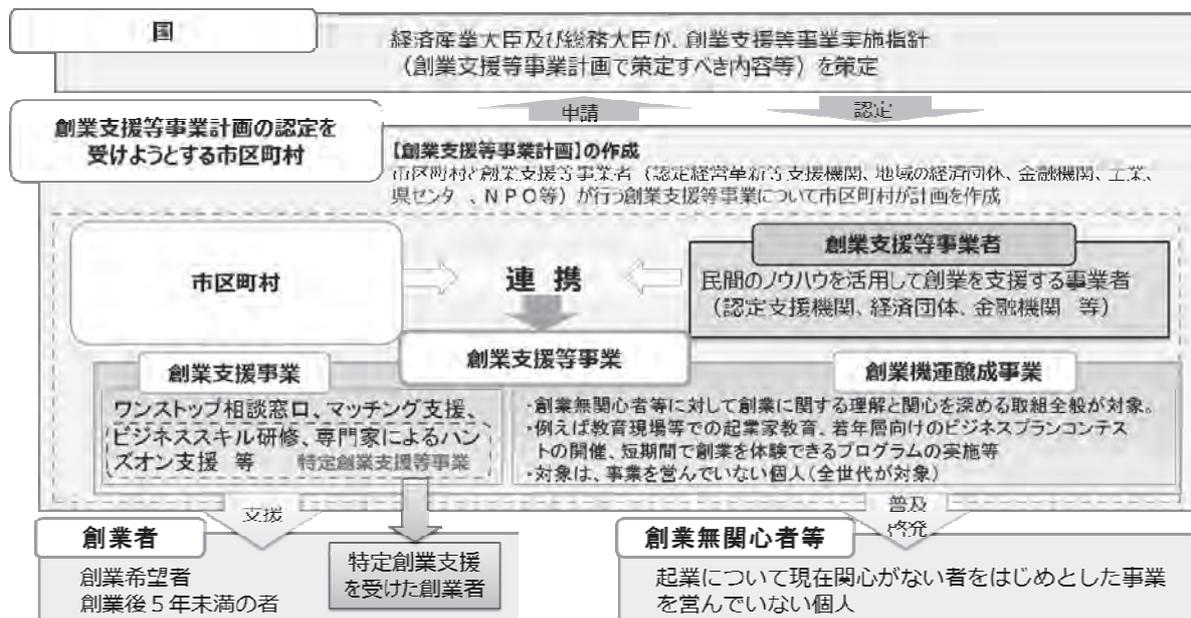
経営指導、ビジネススキル研修、経営力向上セミナー等の創業支援等の取組を市区町村と連携して行う事業者を支援します。

また、市区町村と創業支援等の取組を行う事業者が行う、経営、財務、人材育成、販路開拓の知識が身につく、継続的な創業支援を受けることで、創業者の方も、各種支援措置を受けることができます。

対象となる方

産業競争力強化法に基づく認定創業支援等事業計画に関して、(1)、(2)に該当する者

- (1) 市区町村と連携して経営指導、ビジネススキル研修、経営力向上セミナー等の創業支援や起業家教育、ビジネスプランコンテスト等の創業機運醸成事業の取組を行う事業者
- (2) 市区町村・創業支援等事業者が行う、経営、財務、人材育成、販路開拓の知識が身につく、継続的な相談支援や創業セミナー等(特定創業支援等事業)を受けた創業者



支援内容

(1) 創業支援等事業者

産業競争力強化法に基づく認定を受けた創業支援等事業計画に従い、市区町村と連携して創業支援等に取り組む創業支援等事業者は、以下の支援施策をご利用になれます。

① 信用保証の特例

創業支援等事業者のうち、NPO法人、一般財団法人、一般社団法人に対して、信用保証協会が8,000万円までの無担保の信用保証を実施します。

② 中小機構による情報提供

中小機構は、創業支援等事業者の依頼に応じて、創業支援等事業に関する情報の提供を行います。

(2) 特定創業支援等事業を受けた創業者

産業競争力強化法に基づく特定創業支援等事業を受けた創業者は、以下の支援施策をご利用になれます。

① 登録免許税の軽減

特定創業支援等事業の支援を受けて、創業を行おうとする者又は創業した日以後5年を経過していない個人が、会社を設立する際、登記にかかる登録免許税が軽減(株式会社又は合同会社の場合は資本金の0.7%→0.35%※、合名会社又は合資会社の場合は1件につき6万円→3万円)されます。

※最低税額の場合、株式会社設立は15万円が7.5万円、合同会社設立は6万円が3万円にそれぞれ減額されます。

② 創業関連保証の特例

無担保、第三者保証人なしの創業関連保証が、事業開始6か月前(従来は創業2か月前)から利用の対象になります。

③ 日本政策金融公庫の融資制度

創業前または創業後税務申告を2期終えていない事業者に対する融資制度である新創業融資制度について、自己資金要件を撤廃します。

ご利用方法

(1) 産業競争力強化法に基づく創業支援等事業計画を市区町村と連携して作成し、各地域の経済産業局にご相談ください。

(2) 最寄りの市区町村において、創業支援等事業計画がされているかご確認ください。創業支援等事業計画の認定状況は、中小企業庁ホームページに掲載しています。

URL: <http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/chiiki/index.html>

お問い合わせ先

- ・各経済産業局 新規事業課等 (巻末お問い合わせ先一覧参照)
- ・中小企業庁 創業・新事業促進課 電話:03-3501-1767

『自己資本の充実に関する支援策について知りたい』

中小企業投資育成株式会社による投資

中小企業は中小企業投資育成株式会社による株式、新株予約権、新株予約権付社債の引受け、コンサルティングを通じて、中小企業の自己資本の充実とその健全な成長発展を図ることができます。

対象となる方

資本金の額が3億円以下の株式会社または資本金の額が3億円以下の株式会社を設立しようとする方

なお、以下の法律に基づく特例による新規投資の場合は、資本金の額が3億円を超えるものであっても投資対象になります。

中小企業労働力確保法、流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律、中小企業地域資源活用促進法、新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法、大学等技術移転促進法、中小企業等経営強化法、中小企業ものづくり基盤技術の高度化に関する法律、農林漁業バイオ燃料法、アジア拠点化推進法、下請中小企業振興法、産業競争力強化法、中心市街地活性化法、地域未来投資促進法、生産性向上特別措置法

基本的に業種は問いませんが、公序良俗に反する事業や投機的な事業を行う企業は支援対象外となります。

支援内容

中小企業投資育成株式会社から以下の投資を受けることができます。（投資に際しては、中小企業投資育成株式会社による審査があります。）

■ 投資事業

- (1) 株式会社の設立に際して発行される株式の引受け
- (2) 増資に際して発行される株式の引受け
- (3) 新株予約権の引受け
- (4) 新株予約権付社債の引受け

なお、必要に応じて、対象となる企業が保有する自己株式の取得や追加投資を受けることができます。

投資資金は担保が不要な長期安定資金であり、設備投資や研究開発に活用することができます。また、企業の将来性を評価して投資を行っている投資育成制度を利用することは、単なる資金調達だけでなく、取引先や金融機関等に対する信用力向上が期待できます。

■ 育成事業（コンサルテーション事業）

中小企業投資育成株式会社は、株式、新株予約権、新株予約権付社債を引き受けている投資先企業の信頼できるパートナーとして、以下の支援を行います。

○ 経営権安定化

長期安定株主として協力し、分散した株主構成の改善など、一層の安定した経営体制作りをお手伝いします。

○株式上場支援

中立的な立場から、資本政策の立案や内部管理体制の整備などの株式上場準備をサポートします。

○ビジネスマッチング

投資先企業経営者が会するセミナー・勉強会の開催により、相互啓発・異業種交流の場を提供します。販路拡大や業務提携などに繋がるケースもあります。

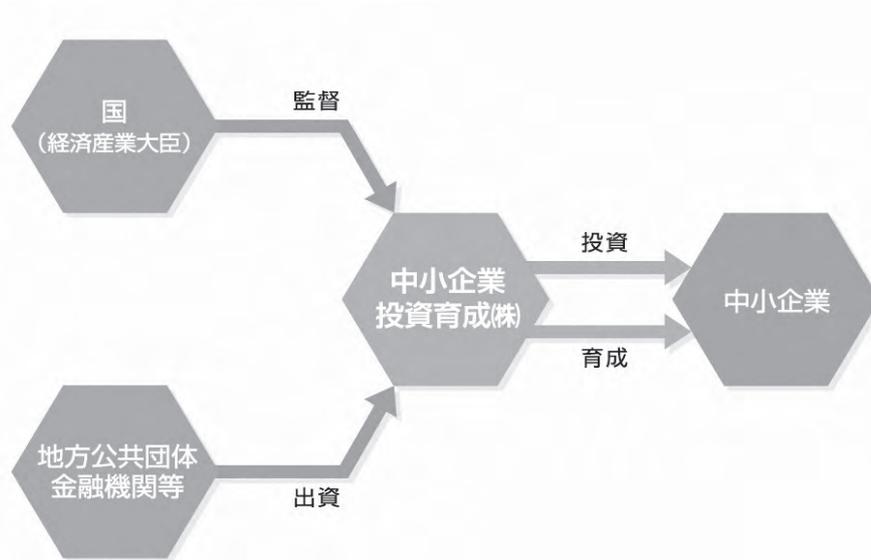
○人材育成支援

テーマ別、階層別に多様な研修を提供しており、計画的な人材育成・教育を実施することができます。

○事業承継支援

長期安定株主として、次世代の経営者への経営体制をバックアップします。また、豊富なメニューで後継者育成等もお手伝いします。

■投資育成制度の仕組み



ご利用方法

中小企業投資育成株式会社に相談・申込みをいただいた後、審査を経て投資の可否が決定されます。

お問い合わせ先

・東京中小企業投資育成株式会社
電話：本社 03-5469-1811

URL：<https://www.sbic.co.jp/>

・名古屋中小企業投資育成株式会社
電話：本社 052-581-9541

URL：<https://www.sbic-cj.co.jp/>

・大阪中小企業投資育成株式会社
電話：本社 06-6459-1700、九州支社 092-724-0651

URL：<https://www.sbic-wj.co.jp/>

融資・リース・
保証補助金・税
制・出資情報提供・相
談セミナー・研
修・イベント法律等に
基づく支援

『自社の生産性を向上させたい』

中小企業等経営強化法(経営力向上計画)

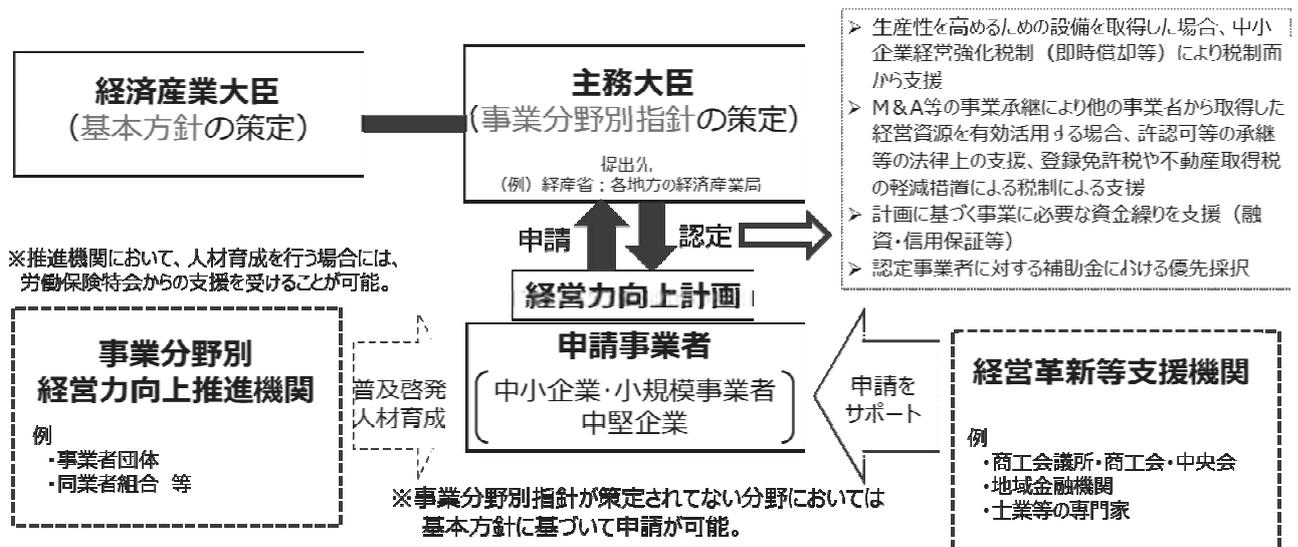
中小企業・小規模事業者等による経営力向上に係る取組を支援します。事業者は事業分野別指針に沿って、「経営力向上計画」を作成し、国の認定を受けることができます。認定事業者は、税制や金融支援等の措置を受けることができます。

対象となる方

中小企業・小規模事業者等(施策により対象が異なるため詳細は別途記載しています)

支援内容

- 中小企業等の生産性を高めるための政策的な枠組みである「中小企業等経営強化法」が平成28年7月に施行しました。
- 本法では、生産性向上策(営業活動、財務、人材育成、IT投資等)を業種毎に「事業分野別指針」として策定しています。令和2年3月までに製造業の他、卸・小売、外食・中食、旅館業、医療、介護、建設など21分野で策定済みです。
- 支援措置として、中小企業経営強化税制(即時償却等)、事業承継等に係る登録免許税・不動産取得税の特例、業法上の許認可の承継の特例等の法的支援、金融支援、補助金との連動を行っています。



中小企業等経営強化法に基づく各種の金融支援措置

政策金融機関の低利融資、民間金融機関の融資に対する信用保証、債務保証等により円滑な資金調達を支援します。

中小企業者向け

①日本政策金融公庫による低利融資

経営力向上計画の認定を受けた事業者が行う借入について、低利融資(土地及び建物に

係る資金を除く設備資金については特別利率③(基準利率※-0.9%)を受けられます。
 ※基準利率: 中小企業事業1.11%、 国民生活事業1.91%(令和2年1月6日現在、貸付期間5年の場合)
 (注)上記利率は、標準的な利率です。貸付期間や担保の有無等によって変動します。

中小企業者向け

②中小企業信用保険法の特例

中小企業者は、経営力向上計画の実行※にあたり、民間金融機関から融資を受ける際に、信用保証協会による信用保証のうち、通常の保証とは別枠での保証や保証枠の拡大が受けられます。

○保証限度額の別枠・保証枠の拡大 ※新事業活動に該当する事業

	通常枠	別枠
普通保険	2億円(組合4億円)	2億円(組合4億円)
無担保保険	8,000万円	8,000万円
特別小口保険	2,000万円	2,000万円
新事業開拓保険	2億円→3億円(保証枠の拡大)	
海外投資関係保険	2億円→3億円(保証枠の拡大)	

中小企業者向け

③中小企業投資育成株式会社法の特例

経営力向上計画の認定を受けた場合、通常の投資対象(資本金3億円以下の株式会社)に加えて、資本金額が3億円を超える株式会社も中小企業投資育成株式会社からの投資を受けることが可能になります。

中小企業者向け

④日本政策金融公庫によるスタンバイ・クレジット

経営力向上計画の認定を受けた中小企業者(国内親会社)の海外支店又は海外現地法人が、日本公庫の提携する海外金融機関から現地通貨建ての融資を受ける場合に、日本公庫が信用状を発行して、当該債務の保証を実施できます。

- 補償限度額: 1法人あたり最大4億5000万円
- 融資期間: 1~5年

中堅クラス向け

⑤中小企業基盤整備機構による債務保証

中堅クラスの企業等、信用保険法の特例が措置されていない中小企業者以外の者が、経営力向上計画を実施するために必要な資金について、保証額最大25億円(保証割合50%、保証料率 有担保0.3%、無担保0.4%)の債務の保証を受けられます。

中堅クラス向け

中小企業者向け

⑥食品流通合理化促進機構による債務保証

食品製造業者等は、経営力向上計画の実行にあたり、民間金融機関から融資を受ける際に、食品流通合理化促進機構による債務の保証を受けられます。

融資・リース・保証

補助金・税制・出資

情報提供・相談

セミナー・研修・イベント

法律等に基づく支援

参考1 【中堅クラスの定義】

- ・中堅企業：資本金10億円以下の会社又は従業員数2000人以下の会社及び個人（※2中小企業者に該当する者を除く）
- ・医業・歯科医業を主たる事業とする法人（医療法人等）、社会福祉法人、特定非営利活動法人で資本金若しくは出資の総額が10億円以下又は従業員数2000人以下（資本・出資を有しない場合）の法人

参考2 【中小企業者の定義】

		製造業その他	卸売業	小売業	サービス業	政令指定業種 （※右記の業種のうち、特別に政令で基準を定めている業種）		
						ゴム製品製造業	ソフトウェア業又は情報処理サービス業	旅館業
資本金	右欄の上下どちらかで判断	3億円以下	1億円以下	5000万円以下	5000万円以下	3億円以下	3億円以下	5000万円以下
従業員数		300人以下	100人以下	50人以下	100人以下	900人以下	300人以下	200人以下

また、企業組合や協業組合、事業協同組合、事業協同小組合、商工組合、協同組合連合会その他政令で定める組合についても、中小企業者と同様の支援措置を受けることができます。

ご利用方法

詳しくは、以下の窓口までお問い合わせください。

お問い合わせ先

経営力向上計画相談窓口

中小企業庁 事業環境部 企画課 電話：03-3501-1957（9:30～12:00、13:00～17:00）

URL：<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/>

※「経営力向上計画」で検索

融資・リース・
保証補助金・税
制・出資情報提供・相
談セミナー・研
修・イベント法律等に
基づく支援

『新たな取引先・ビジネスパートナーを見つけたい』

中小企業と国内外の信頼できる企業とを繋ぐ
ビジネスマッチングサイト「J-GoodTech（ジエグテック）」

ビジネスマッチングサイト「J-GoodTech（ジエグテック）」を活用し、優れた製品・技術・サービス等を有する日本の中小企業と国内大手企業や海外企業との新たな取引や事業提携等を支援します。

対象企業

国内外での技術提携や販路開拓など、広く事業展開を目指す中小企業

イメージ図



ウェブサイト上での登録企業の情報検索、自社の製品・技術・サービス情報の発信、登録企業間でのビジネスコミュニケーションに加え、商談会の開催や専門家による仲介サポート等の支援を効果的に組み合わせることで効率的なマッチングを実現し、中小企業と国内大手企業や海外企業との新たな取引や事業提携を支援します。

ご利用方法

【登録手続きの流れ】

- (1) ジエグテックのWebサイト(URL: <https://jgoodtech.jp/pub/ja/>)をご覧ください。
- (2) 登録申請フォームに自社の企業情報等を入力してください。
- (3) (独)中小企業基盤整備機構で入力内容を確認後、登録の可否をご連絡します。

お問い合わせ先

・(独)中小企業基盤整備機構 ジエグテック運営事務局 電話:03-5470-1538

『商品・サービスの販路開拓に向けたマーケティングを支援して欲しい』

販路開拓コーディネート事業

優れた商品・サービスを持つ中小企業者の、マーケティング企画からテストマーケティング活動、売り上げ拡大のためのフォローアップまでを支援し、新たな市場開拓に繋がります。

対象となる方

- ・新市場における販路開拓が困難で、「事業・商品展開のためのマーケティング企画を検討したい」「テストマーケティングの実行により新事業展開・新規顧客開拓の可能性を見出したい」中小企業・小規模事業者。
- ・過去に販路コーディネート事業を活用したことがあり、販路開拓において新たな課題が見つかり、営業力、マーケティング力、商品企画力等の面で課題解決を志向する中小企業・小規模事業者。

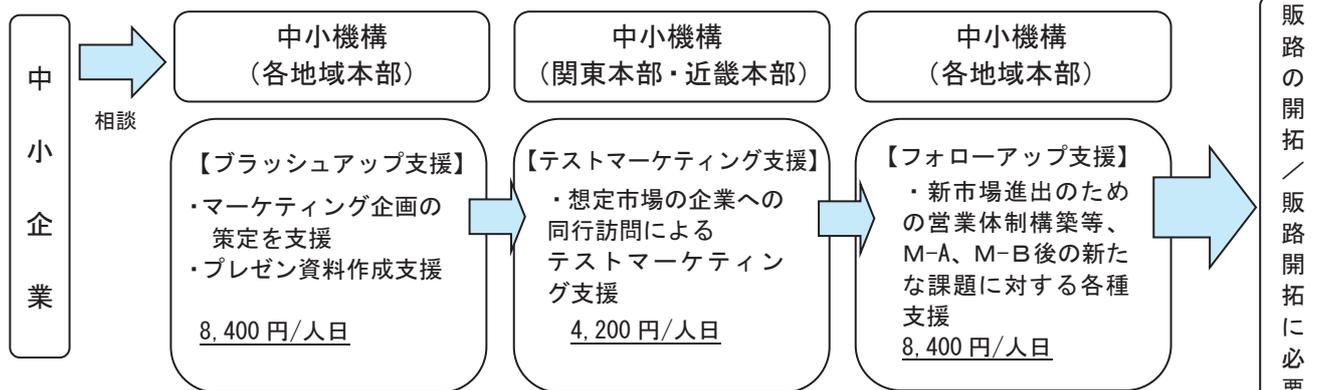
支援内容

商品・サービスを持つ企業のマーケティング企画から、首都圏・近畿圏を舞台に想定市場の企業へのテストマーケティング活動までを支援します。商社・メーカー等出身で広範囲な販路ネットワークを持つ専門家(実務支援アドバイザー)が市場へのアプローチ等を支援します。

ご利用方法

- (1) 本事業の支援を希望する時は、中小機構の各地域本部に相談してください。
- (2) 中小機構の地域本部は、支援内容(ブラッシュアップ支援、テストマーケティング支援、フォローアップ支援)に応じた専門家を選定し、支援を行います。その際、専門家の謝金の一部については、申込企業の負担となります。
 なお、テストマーケティング支援においては、専門家は想定市場の企業への同行訪問を行います。中小機構が商品の販売代行、販売先紹介、取引斡旋を行うものではありません。申込企業にも同行をお願いします。

<販路開拓コーディネート事業の基本スキーム>



※テストマーケティング支援は販売代行ではありませんので、申込企業にも同行していただきます。

お問い合わせ先

- ・各都道府県等中小企業支援センター (巻末お問い合わせ先一覧参照)
- ・(独)中小企業基盤整備機構各地域本部 (巻末お問い合わせ先一覧参照)

販路の開拓 / 販路開拓に必要な力の育成

『中小企業者同士の相互扶助や共同事業を行う組合を作りたい』 中小企業組合に対する助言、情報提供

中小企業の組合設立及び連携組織化等に対する相談・助言や、中小企業の組合の運営に対する相談・情報提供を受けることができます。

対象となる方

- (1) 組合等を設立しようとする中小企業者、個人事業者
- (2) 中小企業組合(事業協同組合、企業組合、協業組合 等)

支援内容

中小企業は、規模が小さいことにより経営上様々な制約があり、個々の企業努力では解決困難な課題が多々あります。そこで、中小企業が経営基盤を強化していくためには、組合組織を活用して不足している経営資源を補っていくことが有効です。

例えば、市場を開拓するため共同で新たな販路の開拓を行う、知恵を結集して新技術の開発を行う、街全体でイベントを開催して地域の人々との連携を深める、共同で研修会を開催し組合員企業の人材の育成を図る、等様々な事業活動を行うことが可能になります。

中小企業組合はこうした取組みをとおして経営基盤の強化を可能とする制度です。

■主な中小企業組合の概要

事業協同組合 総数：約29,000

新事業展開・経営革新を目指して事業を共同化

中小企業者が、新商品開発、生産・加工・販売等の事業を共同で行うことにより、事業者の経営革新、経営効率化等を図るための組合です。(構成員が主体性を維持し相互扶助の精神の下、共同事業により経営の効率化を図るものであるため法人税等が軽減されています。)

企業組合 総数：約1,800

簡易な法人組織で創業

個人事業者や勤労者が1つの企業体となって事業活動を行う、いわば簡易な会社(ベンチャー企業)ともいべき組合です。なお、組合員は、個人以外(法人など)の者も加入が可能であり、多様なパートナーシップ組織として、個人等が創業する際に、活用しやすい制度です。

47都道府県にそれぞれ都道府県中小企業団体中央会、全国に全国中小企業団体中央会が設置されており、組合の設立支援、組合の運営に関する助言、組合に対する情報提供、組合員の事業の改善や発展のために組合が取り組む事業に対する補助を実施しています。

ご利用方法

お近くの中小企業団体中央会へお問い合わせください。

お問い合わせ先

- ・各都道府県中小企業団体中央会(巻末お問い合わせ先一覧参照)
- ・全国中小企業団体中央会 電話：03-3523-4901

URL：<http://www.chuokai.or.jp>

『企業間データ連携システムの導入を支援します』

中小企業共通EDI

受発注業務などで、取引先の個別の都合で、異なる受発注手順により非効率な業務運営を強いられていた取引環境を改善するため、中小企業取引に最適化・標準化された企業間データ交換の仕組み(EDI)の導入を支援します。

対象となる方

受発注等業務の効率化を図る中小企業者等

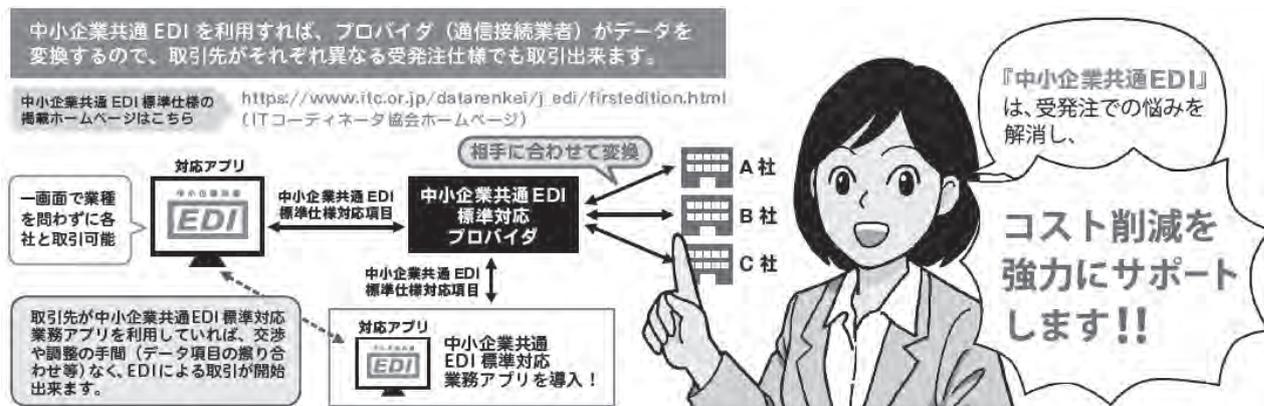
支援内容

「企業間データ連携調査事業(※)」にて「中小企業共通EDI標準」の仕様を定め、関連資料を公表しています。

また、事業に参加したITベンダーを中心に、中小企業共通EDIの普及推進を目的に結成された「つなぐITコンソーシアム」では、中小企業共通EDI仕様に対応した受発注システムの導入相談等を受け付けています。

※平成28年度第2次補正予算「経営力向上・IT基盤整備支援事業(次世代企業間データ連携調査事業)」

<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/gijut/edi.htm>



ご利用方法

下記お問い合わせ先までご連絡ください。

お問い合わせ先

・つなぐITコンソーシアム <https://tsunagu-it.com/cons/>

電話:03-3527-2185 受付時間9:30~17:00(土・日・j祝日除く)

・中小企業庁 技術・経営革新課(イノベーション課) 電話:03-3501-1816

『中小企業の設備投資を支援します！』

生産性向上特別措置法に基づく固定資産税の特例

2020年までの「生産性革命・集中投資期間」において、中小企業の生産性革命を実現するため、2018年6月に施行された「生産性向上特別措置法」に基づき、市町村の認定を受けた中小企業の設備投資を支援します。

認定を受けた中小企業の設備投資に対して、臨時・異例の措置として、地方税法において償却資産に係る固定資産税の特例などを講じます。

対象となる方

中小企業者が一定期間内に労働生産性を一定程度向上させるため、先端設備等を導入する計画を策定し、新たに導入する設備等が存在する市町村の「同意導入促進基本計画」に基づき認定を受けた者

(1) 一定期間

3年間、4年間又は5年間

(※市町村が作成する導入促進基本計画で定めた期間による)

(2) 労働生産性

$$\frac{(\text{営業利益} + \text{人件費} + \text{減価償却費})}{\text{労働投入量}}$$

労働投入量

(労働者数又は労働者数×1人当たりの年間就業時間)

(3) 労働生産性の一定程度の向上

基準年度(直近の事業年度)末比で労働生産性が年平均3%以上の向上

(4) 対象となる先端設備等

機械装置、器具備品、工具、建物附属設備、ソフトウェア

(※市町村が作成する導入促進基本計画により異なる場合があります)

支援内容

(1) 固定資産税の特例

生産性向上特別措置法に基づき、認定を受けた先端設備等導入計画に従って、取得する先端設備等について、新たに固定資産税が課される年度から3年度に限り、軽減措置を受けることができます。(市町村が条例で定める税率(ゼロから2分の1)が適用されます)

対象設備	販売開始時期	最低価額
機械装置	10年以内	160万円以上
器具備品	6年以内	30万円以上
工具	5年以内	30万円以上
建物附属設備	14年以内	60万円以上

(2) 中小企業信用保証法の特例(224頁参照)

ご利用方法

先端設備等導入計画を作成する際には、先端設備等の導入先の市町村にご相談ください。

お問い合わせ先

<先端設備等導入計画について>

先端設備等の導入先の市町村先端設備等導入計画担当課

<税制について>

中小企業税制サポートセンター 電話:03-6281-9821 (9:30~12:00、13:00~17:00)

<制度について>

中小企業庁 技術・経営革新課(イノベーション課) 電話:03-3501-1816

『販路開拓を行いたい』

小規模事業者持続的発展支援事業
(小規模事業者持続化補助金)

小規模事業者が経営計画を作成し、その計画に沿って行う販路開拓の取組等を支援します。

対象となる方

常時使用する従業員が20人(商業・サービス業(宿泊業・娯楽業を除く)の場合は5人)以下の法人・個人事業主の方

支援内容(令和元年補正予算事業の内容)

小規模事業者がビジネスプランに基づいた経営を推進していくため、経営計画を作成し、販路開拓や生産性向上に取り組む費用等を支援します。

<取組例>チラシ作成、ホームページ作成、商談会への参加、店舗改装 等

【一般型】

補助率: 2/3

補助上限額: 50万円

500万円(※複数の事業者が連携した共同事業)

※(50万円 × 事業者数)

ご利用方法

応募申請手続き等詳細については、商工会地区については全国商工会連合会、商工会議所地区については日本商工会議所のホームページでご確認ください。

お問い合わせ先

●小規模事業者持続化補助金 事務局

○商工会地区 : 全国商工会連合会

電話: 03-6670-2540

受付時間: 9:00-12:00 / 13:00-17:00(土日祝日、年末年始除く)

URL: http://www.shokokai.or.jp/jizokuka_r1h/

○商工会議所地区 : 日本商工会議所

電話: 03-6447-2389

受付時間: 9:30-12:00 / 13:00-17:30(土日祝日、年末年始除く)

URL: <https://r1.jizokukahojokin.info/>

『地域資源を活用した新商品・新サービスの事業化の支援を受けたい』

地域資源活用の促進

中小企業等の地域資源を活用した取組みを支援するために、法的措置や予算措置、金融措置などにより総合的な支援を展開します。

中小企業者が地域資源を活用した新商品・新サービスの開発・販路開拓を行う際、「中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律」(中小企業地域資源活用促進法)に基づく支援等を受けることができます。

対象となる方

- ① 地域資源を活用した新商品・新サービスの開発・販路開拓を行うため「地域産業資源活用事業計画」を作成し、国の認定を受けた中小企業者。
- ② 地域資源を活用した商品の販路開拓等の取組を支援するため「地域産業資源活用支援事業計画」を作成し、国の認定を受けた一般社団法人、一般財団法人、NPO法人。

支援内容

- (1) マーケティング等の専門家による支援(新事業創出支援事業)
事業計画作成から試作品開発、販路開拓まで専門家による一貫した支援が受けられます。
 - (2) 政府系金融機関による融資制度等(海外展開に伴う資金調達支援を含む)
設備資金及び長期運転資金について融資される制度があります。
 - (3) 信用保証の特例
保証限度額の拡大等の特例が適用されます。
 - (4) 食品流通構造改善促進機構による債務保証等
食品関係の事業を行う場合は、必要な資金の借入に対し、債務保証等を受けられます。
 - (5) 中小企業投資育成株式会社法の特例
中小企業投資育成株式会社に相談・申込みをいただき、審査を通過すれば、設立の際に発行される株式の引き受けなどの支援を受けられます。
 - (6) 地域団体商標の登録料の減免
組合等が事業計画に基づき地域団体商標の登録を受ける際の登録料・手数料を減免できます。
- なお、個別の支援施策ごとに支援機関の審査や確認が必要となる場合があります。

ご利用方法

- 「地域産業資源活用事業計画」又は「地域産業資源活用支援事業計画」を作成し、都道府県の担当部局を経由して、経済産業局に認定申請してください。(「地域産業資源活用支援事業計画」については、直接経済産業局へ申請してください。)
- ※「地域産業資源活用事業計画」を作成する際には、全国10カ所に設置されている中小企業基盤整備機構地域の本部・事務所から支援が受けられます(新事業創出支援事業)。(49頁参照)

■地域資源を活用した新たな事業創出等の取組に対するその他支援

- 地域中小企業応援ファンド(50頁参照)

融資・リース・保証

補助金・税制・出資

情報提供・相談

セミナー・研修・イベント

法律等に基づく支援

『中小企業者と農林漁業者とが連携した新事業の支援を受けたい』

農商工等連携の支援

中小企業者と農林漁業者とが連携して行う事業活動を支援するために、法的措置や予算措置、金融措置などにより総合的な支援を展開します。

中小企業者と農林漁業者とが連携し、それぞれの経営資源を有効に活用して行う新商品、新サービスの開発等を行う際、「中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（農商工等連携促進法）」に基づく支援等を受けることができます。

対象となる方

- ① 農商工等連携により新たな事業活動を展開しようとする中小企業者であって、農商工等連携促進法に基づき「農商工等連携事業計画」を作成し、国の認定を受けた者
- ② 中小企業者と農林漁業者との交流機会の提供、中小企業者等に対する農商工等連携に関する指導等を行う、一定の要件を満たす一般社団・財団法人又はNPO法人であって、農商工等連携促進法に基づき「農商工等連携支援事業計画」を作成し、国の認定を受けた者

支援内容

- ① 農商工等連携促進法に基づいて、中小企業者と農林漁業者が連携して新商品・新サービスの開発等を行う「農商工等連携事業計画」を共同で作成し、認定を受けると、各種支援施策をご利用になれます。

なお、個別の支援策ごとに支援機関の審査や確認が必要となります。

 - (1) マーケティング等の専門家による支援（新事業創出支援事業）（49頁参照）
事業計画作成から試作品開発、販路開拓まで専門家による一貫した支援が受けられます。
 - (2) 政府系金融機関による融資制度等（海外展開に伴う資金調達支援を含む）（47頁参照）
設備資金及び長期運転資金について融資される制度があります。
 - (3) 信用保証の特例（224頁参照。海外展開に伴う資金調達支援は175頁参照）
保証限度額の拡大等の特例が適用されます。
 - (4) 食品流通構造改善促進機構による債務保証等
食品関係の事業を行う場合は、必要な資金の借入に対し債務保証等を受けられます。
 - (5) 農業改良資金融通法、林業・木材産業改善資金助成法、沿岸漁業改善資金助成法の特例
認定を受けた中小企業者が、農林漁業者が行う農業改良措置等を支援する場合に、農業改良資金等の融資制度の対象とし、計画の認定を受けた中小企業者又は農林漁業者が当該計画に基づいて行う事業に必要な農業改良資金等の償還期間及び据置期間を延長します（償還期間：10年→12年、据置期間：3年→5年）。

- ② 農商工等連携促進法に基づいて、一般社団・財団法人やNPO法人が、中小企業者と農林漁業者との連携を支援する「農商工等連携支援事業計画」を作成し、認定を受けると、保証の支援施策をご利用になれます。

(1) 信用保証の特例

認定を受けた一般社団・財団法人やNPO法人は、信用保証協会の保証対象となります。

『地域経済に貢献する事業を実施したい』

地域未来投資促進法による支援

地域未来投資促進法に基づき、事業者が、地域の特性を生かして、高い付加価値を創出し、地域の事業者に対する相当の経済的効果を及ぼす地域経済牽引事業を行う際、予算、税制、金融、規制緩和等の支援措置を受けることができます。

対象となる方

地域未来投資促進法に基づく地域経済牽引事業計画の承認を受けた事業者

支援内容

○地域企業イノベーション支援事業

・地域経済の担い手となる企業群の新事業への挑戦に対して、事業の立ち上げから市場の獲得まで、事業の成長段階に応じた総合的な支援を実施(45頁参照)

○ものづくり・商業・サービス高度連携促進補助金(企業間連携型)

・複数の中小企業・小規模事業者等が、共同で地域経済牽引事業計画の承認を受け、連携して行う事業における設備投資を支援(1頁参照)

○課税の特例(事業の先進性など、一定の要件を満たすことが必要)

・先進的な事業に必要な設備投資に対する税制措置

・機械・装置等:40%特別償却、4%税額控除

(上乘せ要件(※)を満たす場合:50%特別償却、5%税額控除)

(※)平成31年4月以降に事業計画の承認を受け、直近の付加価値額増加率が8%以上

・建物等:20%特別償却、2%税額控除

○金融による支援措置

・地域経済牽引事業のために必要となる設備資金及び運転資金について、日本政策金融公庫が、中小企業者に対して長期かつ固定金利で融資

○規制緩和等

・農地転用許可、市街化調整区域の開発許可等に係る配慮

・工場立地法に基づく環境施設面積率、緑地面積率の緩和

ご利用方法

- (1)自治体の基本計画に基づき、地域経済牽引事業計画を作成し、都道府県へ提出してください。
- (2)各都道府県において、事業計画を審査し、計画の承認を行います。

お問い合わせ先

・地域経済産業グループ 地域企業高度化推進課

電話:03-3501-0645 URL:http://www.meti.go.jp/policy/sme_chiiki/chiikimiraitoushi.html

・各経済産業局地域未来投資促進室(巻末お問い合わせ先一覧参照)

『新しい分野や新事業へのチャレンジを支援してほしい』

地域企業イノベーション支援事業

地域経済の担い手となる企業群の新事業への挑戦を、地域のイノベーションを支える支援機関ネットワークや専門家が、事業の成長段階に応じて総合的に支援します。

対象となる方

- ①新分野や新事業等に取り組む地域の中小・中堅企業を支援する団体等
- ②地域企業イノベーション支援事業支援対象企業、地域未来牽引企業、地域未来投資促進法に基づく地域経済牽引事業計画の承認を受けた事業者(44頁参照) 他

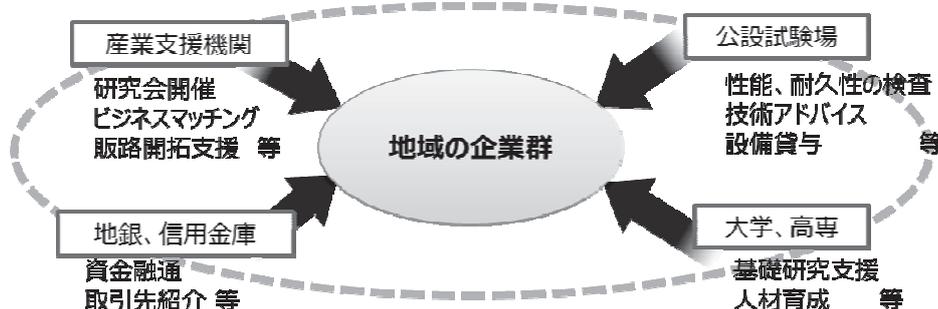
支援内容

①地域企業イノベーション支援事業

地域の支援機関が連携して、地域の企業群が取り組む、新事業のためのノウハウ獲得から、事業化戦略の策定、研究開発、販路開拓まで、事業の成長段階に応じた総合的な支援を行います。

対象経費：支援人材の人件費・旅費、専門家謝金、マッチングに係る会議等経費、展示会出展費、市場調査費 等

<地域の支援機関が連携した支援のイメージ>



②グローバル・ネットワーク協議会

国際市場に通用する事業化等に精通した専門家(グローバル・コーディネーター)からなるグローバル・ネットワーク協議会が、グローバル市場も視野に入れた事業化戦略の立案や販路開拓等、事業の成長段階に応じた支援を行います。

グローバル・ネットワーク協議会HP:<https://www.gncj.meti.go.jp/>

ご利用方法

詳細は下記までお問い合わせください。

お問い合わせ先

経済産業省 地域経済産業グループ 地域企業高度化推進課 電話:03-3501-0645

URL: https://www.meti.go.jp/policy/sme_chiiki/localinnovation/index.html

融資・リース・保証

補助金・税制・出資

情報提供・相談

セミナー・研修・イベント

法律等に基づく支援

『新たな事業活動を行うことで経営の向上を図りたい』

経営革新支援事業

中小企業者が、経営の向上を図るために新たな事業活動を行う経営革新計画の承認を受けると日本政策金融公庫の特別貸付制度や信用保証の特例など多様な支援を受けることができます。

対象となる方

事業内容や経営目標を盛り込んだ経営革新計画を作成し、新たな事業活動を行う中小企業者、組合等。

なお、経営革新計画は、以下の内容を満たすことについて、都道府県知事又は国の承認を受けることが必要です。

(1) 事業内容

以下の4つのいずれかに該当する取組であること。

(自社にとって新しいものであれば、他社で採用されているものも対象になります。)

- －新商品の開発や生産
- －新役務(サービス)の開発や提供
- －商品の新たな生産方式や販売方式の導入
- －役務(サービス)の新たな提供方式の導入その他の新たな事業活動

(2) 経営目標

3～5年間の事業計画期間であり、付加価値額(※)又は従業員一人当たりの付加価値額が年率3%以上伸び、かつ経常利益が年率1%以上伸びる計画となっていること。

(※)付加価値額＝営業利益＋人件費＋減価償却費

支援内容

経営革新計画の承認を受けると、以下のような支援策がご利用になれます。

ただし、別途、利用を希望する支援策の実施機関による審査が必要となります。

- (1) 政府系金融機関の特別利率による融資制度等(海外展開に伴う資金調達支援を含む)
基準利率-0.65%(48頁参照)
- (2) 信用保証の特例(224頁参照。海外展開に伴う資金調達支援は47頁参照)
- (3) 中小企業投資育成株式会社法の特例(20頁参照)
- (4) 販路開拓コーディネート事業(31頁参照)

最近の承認実績 平成30年度 5,325件(累計78,150件)

ご利用方法

- (1) 経営革新計画を作成する際には、お近くの都道府県経営革新計画担当課または経済産業局等にご相談ください。※巻末お問い合わせ先一覧参照
- (2) 経営革新計画を作成後、都道府県経営革新計画担当課または経済産業局に申請してください。計画内容を審査後、承認された場合には承認書が交付されます。なお、承認書は、上記の支援策を利用する際に必要になります。

お問い合わせ先

- ・都道府県経営革新計画担当課または各経済産業局 (巻末お問い合わせ先一覧参照)
- ・中小企業庁 技術・経営革新課(イノベーション課) 電話:03-3501-1816

『経営革新や新連携、経営力向上、地域資源、農商工連携等の事業に 取り組むための資金を借りたい』

新たな事業活動を支援する融資制度等

経営革新を図る事業活動、本業の経営力強化につながる事業活動、地域産業資源を活用した事業活動(地域資源)、中小企業者と農林漁業者とが連携して行う事業活動(農商工連携)、研究開発した技術の事業化、第二創業等に取り組む方が融資を受けることができます。なお、平成24年8月に施行した「中小企業経営力強化支援法」において海外展開に伴う資金調達支援のための特例制度が設けられています。

貸付等支援機関

株式会社日本政策金融公庫(中小企業事業・国民生活事業)、沖縄振興開発金融公庫
信用保証協会

対象となる方

○融資支援

- (1) 中小企業等経営強化法に基づいて承認を受けた経営革新計画(46頁参照)を実施する方(中小企業事業・国民生活事業)
- (2) 中小企業等経営強化法の基本方針に基づく新事業活動を行い、一定の経営向上を図る事業を行う方(中小企業事業・国民生活事業)
- (3) 中小企業等経営強化法に基づいて認定を受けた経営力向上計画(26頁参照)を実施する方(中小企業事業・国民生活事業)
- (4) 中小企業地域産業資源活用促進法に基づいて認定を受けた地域産業資源活用事業計画(40頁参照)を実施する方(中小企業事業・国民生活事業)又は地域産業資源活用支援事業計画(40頁参照)を実施する方(国民生活事業)
- (5) 農商工等連携促進法に基づいて認定を受けた農商工等連携事業計画(42頁参照)を実施する方(中小企業事業・国民生活事業)
- (6) 技術・ノウハウ等に新規性が見られる事業(SBIR制度(5頁参照)で指定された特定補助金等を活用した事業など)を行う方(国民生活事業)
- (7) 上記に該当しない方で、第二創業(事業転換、経営多角化)に取り組む方(中小企業事業・国民生活事業)

○海外展開に伴う資金調達支援(中小企業経営力強化支援法に基づく特例)

中小企業等経営強化法、中小企業地域産業資源活用促進法、農商工等連携促進法のいずれかの承認または認定を受けた事業計画に従い、海外事業に取り組む方

支援内容

○融資支援

■ 貸付限度額

日本政策金融公庫(中小企業事業)

設備資金7億2,000万円、うち長期運転資金2億5,000万円

日本政策金融公庫(国民生活事業)

設備資金7,200万円、うち運転資金4,800万円

■ 貸付利率

融資・リース・保証

補助金・税制・出資

情報提供・相談

セミナー・研修・イベント

法律等に基づく支援

貸付対象(4)は基準利率

貸付対象(1)(5)及び(6)は基準利率-0.65%

貸付対象(2)は基準利率、一定の要件(※)満たす場合は基準利率-0.2%

貸付対象(3)は基準利率-0.9%(運転資金は基準利率)

貸付対象(7)は基準利率-0.4%

(※)事業計画を策定したことがない者が、認定支援機関又は公庫の経営指導を受けて、一定の要件を満たす事業計画を策定すること。

(注)上記利率は標準的な貸付利率であり、返済期間、担保の有無などによって異なる利率が適用されます。詳細は各機関にお問い合わせ下さい。

■ 貸付期間

設備資金20年以内(うち据置期間2年以内)

運転資金7年以内(うち据置期間2年以内)

○海外展開に伴う資金調達支援

(1) 現地子会社の資金調達支援(以下により資金調達の円滑化を支援します)

株式会社日本政策金融公庫法の特例(中小企業事業)

中小企業の海外子会社等が、現地の金融機関から期間1年以上(5年以内)の長期資金を借り入れする際に、日本政策金融公庫が信用状を発行し債務保証(限度額:一保証先につき4億5,000万円)を行います。(177頁参照)

(2) 親子ローン等を通じた資金調達支援

中小企業が国内金融機関から海外直接投資事業に要する資金の融資を受ける際、海外投資関係保証の限度額を引き上げています。

【保証限度額】

《通常》	《特例》
1企業2億円	1企業3億円 (経営革新関連保証・経営力向上関連保証)
	1企業4億円 (海外地域産業資源活用事業関連保証、農商工等連携事業関連保証)
1組合4億円	1組合6億円

ご利用方法

申込み時に各機関に必要な書類を提出して下さい。

必要書類については各機関にお問い合わせ下さい。

お問い合わせ先

株式会社日本政策金融公庫(日本公庫)

・国民生活事業(個人企業・小規模企業向け事業資金)

・中小企業事業(中小企業向け長期事業資金)

事業資金相談ダイヤル:0120-154-505

沖縄振興開発金融公庫 電話:098-941-1795

各都道府県等の信用保証協会

または(一社)全国信用保証協会連合会 電話:03-6823-1200

『事業段階に応じたきめ細かな支援を受けたい』

新事業創出支援事業

新連携、地域資源活用、農商工等連携にチャレンジする際、中小企業者等の事業計画作りから、販路開拓に至るまで、一貫して支援します。

対象となる方

以下の3つの法律に基づく事業計画の認定を目指す中小企業者等。

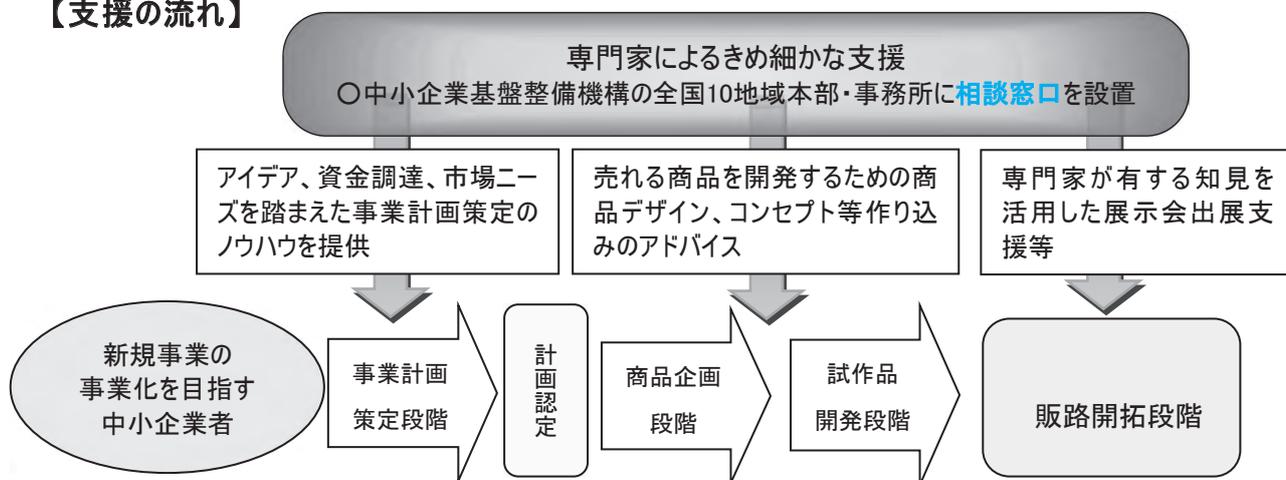
- ① 「中小企業等経営強化法」に基づく異分野連携新事業分野開拓計画(新連携)
- ② 「中小企業地域資源活用促進法」に基づく地域産業資源活用事業計画(40頁参照)
- ③ 「農商工等連携促進法」に基づく農商工等連携事業計画(42頁参照)

支援内容

中小企業基盤整備機構の全国10カ所の地域本部・事務所に相談窓口を設置。マーケティング等に精通した専門家が、事業段階に応じ以下のような支援を行います。

- 相談対応
 - 認定に向けた事業計画策定のアドバイス支援
 - 認定後の事業計画のフォローアップ支援
 - ・市場調査、商品企画、試作品開発等のサポート
 - ・販路開拓に係るサポート
 - 各種専門家の派遣
- 等

【支援の流れ】



支援する専門家

製造業、商社、金融機関の出身者や、中小企業診断士をはじめとしたビジネスコンサルタントなど、様々なバックグラウンドの専門家を揃え、皆様のニーズにお応えします。

ご利用方法

下記のお問い合わせ先まで、ご相談ください。

お問い合わせ先
(独)中小企業基盤整備機構各地域本部・事務所
(巻末お問い合わせ先一覧参照)

融資・リース・保証

補助金・税制・出資

情報提供・相談

セミナー・研修・イベント

法律等に基づく支援

『特許を取るための料金が安くなる制度を知りたい』 特許料等の軽減制度

中小企業等を対象とした特許料等の軽減措置

中小企業等を対象とした「審査請求料」、「特許料(1～10 年分)」及び「国際出願に係る手数料(送付手数料・調査手数料・予備審査手数料)」の軽減措置を講じます。また、「国際出願に係る手数料(国際出願手数料・取扱手数料)」の交付金交付措置を講じます。

対象となる者と措置内容

対象者	措置内容	
	審査請求料、 特許料(1～10 年分)	国際出願に係る手数料 (①・②) ^{※1}
中小企業 ^{※2} (会社・個人事業主・組合・NPO 法人)	1/2 に軽減	①: 1/2 に軽減 ②: 1/2 に相当する額を交付
法人税非課税中小企業 (法人)		軽減なし
中小ベンチャー企業・小規模企業 (法人・個人事業主)	1/3 に軽減	①: 1/3 に軽減 ②: 2/3 に相当する額を交付
福島復興再生特別措置法の認定重点 推進計画に基づいて事業を行う中小企業 (会社・個人事業主・組合・NPO 法人)	1/4 に軽減	①: 1/4 に軽減 ②: 3/4 に相当する額を交付

※1 ①: 送付手数料・調査手数料・予備審査手数料、②: 国際出願手数料・取扱手数料

※2 研究開発型中小企業を含む。

申請方法

●2019年4月1日以降に出願審査請求をする案件については、出願審査請求書又は特許料納付書に所定の欄を設け、軽減を受ける旨と軽減申請書の提出を省略する旨を記載してください。

URL: <https://www.jpo.go.jp/system/process/tesuryo/genmen/genmen20190401/index.html>

●2019年4月1日以降に国際出願に係る手数料(上記①)の軽減申請をする場合は、願書等の提出と同時に、軽減申請書のイメージデータを提出してください(オンライン手続の場合)。

URL: https://www.jpo.go.jp/system/patent/pct/tesuryo/pct_keigen_shinsei.html

●2019年4月1日以降に国際出願に係る手数料(上記②)の交付申請をする場合は、所定の期間内に紙の交付申請書を提出してください。

URL: https://www.jpo.go.jp/system/patent/pct/tesuryo/pct_kofu_shinsei.html

お問い合わせ先

●本制度・手続の詳細については、下記お問い合わせ先までご連絡下さい。

特許庁 総務部 総務課 調整班 電話:03-3581-1101(内線 2105)



『特許情報を活用して研究開発を効率的に行いたい』

特許情報プラットフォーム(J-PlatPat)

J-PlatPat を利用すれば、研究開発動向や技術動向の把握に役立つ、特許・実用新案・意匠・商標に関する情報を無料で検索できます。

対象となる方

特許情報(※)を活用して研究開発を効率的に行いたい中小企業者

※特許情報とは、特許・実用新案・意匠・商標の出願や権利化に伴って生み出される情報。公報情報や経過情報が含まれる。

支援内容

特許・実用新案・意匠・商標に関する公報情報や、出願の審査状況が確認できる経過情報等、1億件をこえる特許情報を文献番号や各種分類、キーワード等により検索することができます。特許・実用新案を検索する際に、J-GLOBALと連携して論文等を検索することも可能です。

【J-PlatPatの活用シーン】

- ・特許出願や研究開発のための先行技術調査
- ・ライバル企業や営業先の知財情報の収集
- ・商標権等の侵害予防調査
- ・自社の知財の棚卸

ご利用方法

以下のURLよりご利用いただけます。

- 特許情報プラットフォーム(J-PlatPat) URL: <https://www.j-platpat.inpit.go.jp/>
(サービス提供時間: 原則、土・日も含め、24時間稼動)



お問い合わせ先

J-PlatPat ヘルプデスク

電話: 03-3588-2751 (平日9:00~21:00)

E-mail: helpdesk@j-platpat.inpit.go.jp

融資・リース・保証

補助金・税制・出資

情報提供・相談

セミナー・研修・イベント

法律等に基づく支援

『企業再生のために経営を見直したい』 中小企業再生支援協議会

都道府県ごとに設置された中小企業再生支援協議会及び(独)中小企業基盤整備機構に設置された中小企業再生支援全国本部においては、常駐する専門家が再生に関する相談を受け付け、助言や再生計画作りのお手伝い、金融機関等との調整などの支援を行っています。

対象となる方

過剰債務等により経営状況が悪化しているが、財務や事業の見直しなどにより再生が可能な中小企業者

支援内容

企業再生に関する知識と経験を持つ専門家が常駐し、中小企業者の再生に関する相談に対して、課題解決に向けた適切なアドバイスを実施します。また、相談案件のうち、再生のために財務や事業の抜本的な見直しが必要な企業については、常駐専門家(必要に応じて、中小企業診断士、公認会計士、税理士、弁護士等の外部専門家と個別支援チームを編成)が、再生計画策定を支援します。

再生計画策定支援にあたっては、政府系金融機関、信用保証協会等の関係機関と連携を図りながら、公正中立的な立場で金融機関などの関係者間の調整をお手伝いします。

◇支援事業の流れ

企業再生に関する知識と経験を持つ常駐専門家（弁護士、公認会計士、税理士、中小企業診断士、金融機関OB等）が、中小企業者の方の直面している問題についての相談を受けます。

窓口での相談受付、アドバイス

相談企業の課題を抽出し、常駐専門家による解決に向けた適切なアドバイスを行います。

関係機関の紹介

関係機関での対応が適当な場合は、適切な機関をご案内します。

- 関係支援機関
- ・商工会議所、商工会
 - ・経営改善支援センター
 - ・事業引継ぎ支援センター
 - ・中小企業支援センター
 - ・政府系金融機関
 - ・信用保証協会 等

《再生計画を作成する必要がある場合》

再生計画策定支援

常駐専門家（必要に応じて、中小企業診断士、公認会計士、税理士等で構成される個別支援チーム）による再生計画策定を支援します。また、公正中立な立場で、複数の金融機関をはじめとする関係者間の調整を行います。

※相談の際にお話いただく内容は、会社の概要、最近の財務・経営状況、取引金融機関との取引状況、現状に至った経緯、企業再生に向けての希望等ですので、必要な資料をお持ちください。

ご利用方法

企業再生は、早期に適切な手を打つことが重要です。経営の先行きに不安を感じたら、各都道府県の中小企業再生支援協議会までお気軽にご相談ください。相談は無料で、秘密は厳守しますので安心してご利用ください。なお、再生計画策定の支援にあたっては、調査や外部専門家の費用について実費の一部負担をお願いしています。

お問い合わせ先

- ・各都道府県の中小企業再生支援協議会及び(独)中小企業基盤整備機構に設置された中小企業再生支援全国本部 電話:03-5470-1477
- ・中小企業庁 金融課 電話:03-3501-2876
- ・各経済産業局中小企業課等 (巻末お問い合わせ先一覧参照)
- ・(独)中小企業基盤整備機構の各地域本部 (巻末お問い合わせ先一覧参照)

融資・リース・保証

補助金・税制・出資

情報提供・相談

セミナー・研修・イベント

法律等に基づく支援

『中小企業が新商品・サービス開発、販路開拓等に取り組みたい』

JAPANブランド育成支援等事業

全国展開や海外展開、インバウンド需要の獲得のために、中小企業者等が行う新商品・サービス開発、販路開拓やブランディング等の取組に対して補助を行います。また、民間支援事業者や地域の支援機関等による、複数の中小企業者を対象とした全国展開や海外展開、インバウンド対応への支援に対する補助を行います。

対象となる方

商工会、商工会議所、組合、NPO法人、中小企業・小規模事業者等。

支援内容

- ①全国・海外展開等事業（1～2年目）＜2/3補助：500万円を上限＞
（3年目）＜1/2補助：500万円を上限＞

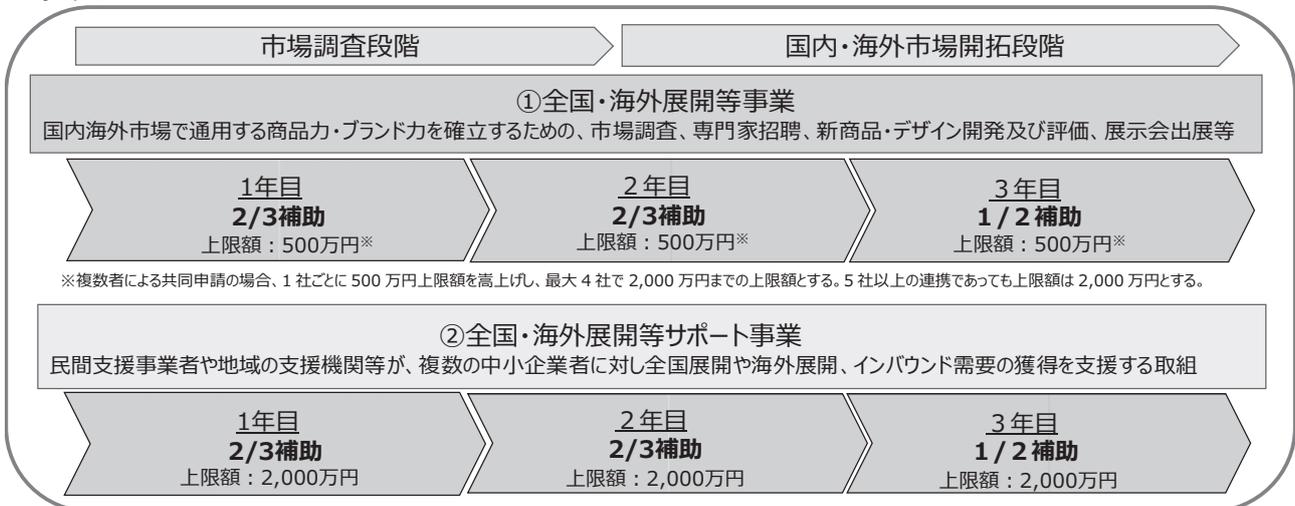
全国展開や海外展開、インバウンド需要の獲得に関する取組に係る専門家の招聘、市場調査、新商品開発、展示会への出展等の経費の一部を補助します。

※複数者による共同申請の場合、上限額2,000万円となります。

- ②全国・海外展開等サポート事業（1～2年目）＜2/3補助：2,000万円を上限＞
（3年目）＜1/2補助：2,000万円を上限＞

民間支援事業者や地域の支援機関等が、複数の中小企業者に対して全国展開や海外展開、インバウンド需要の獲得に関する支援（調査研究や新商品・サービス開発の支援、効率的なツールの提供等）を行うとき、その経費の一部を補助します。

＜事業イメージ＞



①全国・海外展開等事業

地域資源を活用した商品について、海外市場に詳しい専門家と連携し、その魅力を海外へ発信。海外展示会の出展や、WEBサイトの多言語化による広報、商標の国際登録等を積極的に行い、新規市場開拓・ブランド確立を目指す。

②全国・海外展開等サポート事業

地域商社として、複数の中小企業者のテストマーケティング、現地プロモーション、展示会出展フォロー等商品開発・改良から販路開拓までを支援。国内・海外を問わず、商品が継続的に売れる仕組みを構築する。

ご利用方法

詳細については、下記にお問い合わせください。

お問い合わせ先

- ・各経済産業局 中小企業課等 （巻末お問い合わせ一覧参照）
- ・中小企業庁 創業・新事業促進課 電話：03-3501-1767

『下請取引の適正化を図りたい』

「下請代金支払遅延等防止法」の規制について

下請取引における親事業者の義務と禁止行為を定めています。

法律の概要

「下請代金支払遅延等防止法(以下「下請代金法」といいます。)」は、親事業者の不公正な取引を規制し、下請事業者の利益を保護することを目的として、下請取引のルールを定めています。

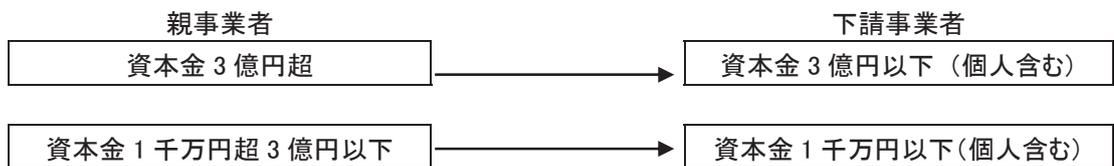
中小企業庁と公正取引委員会は、親事業者が下請代金法のルールを遵守しているかどうか、毎年調査を行い、違反事業者に対しては、同法の遵守について指導しています。

法律の適用範囲

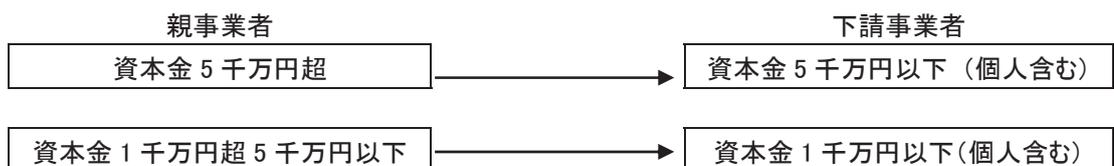
下請代金法は、親事業者が下請事業者に物品の製造・修理、情報成果物(ソフトウェアなど)の作成又は役務(運送、情報処理、ビルメンテナンスなど)の提供を委託したときに適用されます。なお、建設工事の請負は、別途「建設業法」が適用されます(国土交通省にお問い合わせ下さい)。

- (1) 物品の製造・修理委託及び政令で定める情報成果物作成・役務提供委託[※]は、①資本金3億円超の法人が3億円以下の法人又は個人に、②資本金1千万円超3億円以下の法人が資本金1千万円以下の法人又は個人に委託する場合があります。

※ 政令で定める情報成果物:プログラム、役務提供:運送、物品の倉庫における保管、情報処理



- (2) 政令で定めたものを除く情報成果物作成・役務提供委託は、①資本金5千万円超の法人が5千万円以下の法人又は個人に、②資本金1千万円超5千万円以下の法人が資本金1千万円以下の法人又は個人に委託する場合があります。



法律の内容

【親事業者の義務】

(1) 発注書面の交付義務

委託後、直ちに、給付の内容、下請代金の額、支払期日及び支払方法等の事項を記載した書面を交付する義務

(2) 下請取引の内容を記録した書類の作成、保存義務

委託後、給付、給付の受領(役務の提供の実施)、下請代金の支払等について記載した書類等を作成し、保存する義務

(3) 下請代金の支払期日を定める義務

下請代金の支払期日について、給付を受領した日(役務の提供を受けた日)から60日以内で、かつ出来る限り短い期間内に定める義務

(4) 遅延利息の支払義務

支払期日までに支払わなかった場合は、給付を受領した日（役務の提供を受けた日）の60日後から、支払を行った日までの日数に、年率14.6%を乗じた金額を「遅延利息」として支払う義務

【親事業者の禁止行為】

(1) 受領拒否の禁止

下請事業者に責任がないにもかかわらず、給付の受領を拒むこと。

(2) 下請代金の支払遅延の禁止

支払代金を、支払期日までに支払わないこと。

(3) 下請代金の減額の禁止

下請事業者に責任がないにもかかわらず、下請代金の額を減ずること。

(4) 返品 of 禁止

下請事業者に責任がないにもかかわらず、給付を受領した後、下請事業者にその給付に係る物を引き取らせること。

(5) 買ったたきの禁止

通常支払われる対価に比べ著しく低い下請代金の額を不当に定めること。

(6) 物の購入強制・役務の利用強制の禁止

自己の指定する物を強制して購入させ、又は役務を強制して利用させること。

(7) 報復措置の禁止

中小企業庁又は公正取引委員会に対し、禁止行為を行ったことを知らせたとして、取引を停止するなど不利益な取扱いをすること。

(8) 有償支給原材料等の対価の早期決済の禁止

有償支給原材料等を自己から購入させた場合、支払期日より早い時期に支払わせること。

(9) 割引困難な手形の交付の禁止

支払期日までに一般の金融機関で割引を受けることが困難な手形を交付すること。

(10) 不当な経済上の利益の提供要請の禁止

自己のために、金銭、役務などの経済上の利益を提供させること。

(11) 不当なやり直し等の禁止

下請事業者に責任がないにもかかわらず、給付の内容を変更させたり、給付をやり直させたりすること。

情報の提供について

下請事業者が、下請代金の買ったたきや減額等、下請代金法違反の疑いのある行為に直面するなど、下請取引上の問題がある場合は、以下の相談窓口へ情報提供してください。なお、その情報提供に係る秘密保持には万全を期します。寄せられた情報を踏まえ、下請代金法に違反する事実が認められた場合には、厳正に対処してまいります。

お問い合わせ先（相談窓口）

中小企業庁 取引課 電話：03-3501-1732

各経済産業局中小企業課等（巻末お問い合わせ先一覧参照）

「申告情報受付窓口」 URL：<https://www.shinkoku.go.jp/shinkoku/>

公正取引委員会事務総局経済取引局取引部企業取引課

電話：03-3581-3373 URL：<https://www.jftc.go.jp/>

各公正取引委員会地方事務所

『取引に関するさまざまな悩みを迅速に解決したい』

下請かけこみ寺にご相談ください

中小企業・小規模事業者の企業間取引に関するさまざまなお悩みに親身に対応し、迅速な解決策を提示するなど、適正な取引を行うための支援を実施します。

対象となる方

企業間取引に関して、さまざまな悩みなどをもつ中小企業・小規模事業者

支援内容

全国48箇所(各都道府県及び東京本部)に「下請かけこみ寺」を設置しています。
下請かけこみ寺では、以下の取組を行っています。

(1) 各種相談への対応

取引に関するさまざまなご相談(取引あっせん、経営、技術、金融、労働等に関する相談を除く。)に、下請代金支払遅延等防止法や中小企業の取引問題に知見を有する相談員や弁護士等が親身にお話しを伺い、アドバイス等を無料で行います。相談内容はもちろんのこと、相談を受けたこと自体も秘密として取り扱います。

【ご相談の例】

- 「原材料が高騰しているにも関わらず、単価引き上げに応じてくれない」
- 「支払日が過ぎても代金を払ってくれない」
- 「客からキャンセルされたからいらなくなったと言って返品された」
- 「代金の値引き(減額)を要求された」
- 「期日どおりに納品したのに倉庫が一杯だからと言って受け取ってくれない」
- 「仕事の受注の見返りに、取引先が取り扱う商品の購入を求められた」

(2) 迅速な紛争解決

中小企業・小規模事業者が抱える取引に係る紛争を迅速かつ簡便に解決するため、裁判外紛争解決手続(ADR)を用いて、全国の登録弁護士等が相談者の身近なところで調停手続等を行います(費用は無料)。

ご利用方法

最寄りの下請かけこみ寺にお電話や直接お越しいただきご相談ください。
一般的なご相談 [フリーダイヤル] 0120-418-618

また、メールやWebフォームでのご相談も受け付けています。
詳細は、「下請かけこみ寺」のサイトをご覧ください。

お問い合わせ先

中小企業庁 取引課 電話:03-3501-1669

(公財)全国中小企業振興機関協会 「下請かけこみ寺」本部

電話:03-5541-6655

URL:<http://www.zenkyo.or.jp/kakekomi/address.htm>

『小規模企業の経営者が利用できる退職金制度はありますか』

小規模企業共済制度

小規模企業の経営者が廃業や退職に備え、生活の安定や事業の再建を図るための資金をあらかじめ準備しておくための共済制度で、いわば「経営者の退職金制度」です。

対象となる方

- ・常時使用する従業員の数が20人（サービス業の場合は娯楽業・宿泊業に限る）以下の個人事業主、共同経営者または会社の役員
- ・常時使用する従業員の数が5人（商業、サービス業（娯楽業・宿泊業を除く））以下の個人事業主、共同経営者または会社の役員
- ・事業に従事する組合員の数が20人以下の企業組合の役員
- ・常時使用する従業員の数が20人以下の協業組合の役員
- ・常時使用する従業員の数が20人以下であって、農業の経営を主として行っている農事組合法人の役員

支援内容

小規模企業者が掛金を積み立てることで、廃業、死亡、老齢（65歳以上で15年以上掛金を納付）または役員を退職した場合に掛金の月額・納付月数に応じ共済金が支払われます。

■毎月の掛金

- ・掛金月額は1,000円から70,000円の範囲内（500円きざみ）で自由にお決めください。また、加入後に増額または減額することもできます。

■税法上の特典

- ・その年に納付した掛金はその年分の総所得金額から全額所得控除できます。
- ・共済金の受け取り方は「一括」「分割」「一括と分割の併用」が可能です。一括受取の場合は退職所得、分割受取の場合は公的年金等の雑所得として取り扱われます。
- ・なお、解約の場合は一時所得として取り扱われます。

■契約者貸付け制度

- ・納付した掛金合計額の範囲内で事業資金などの貸付け（一般貸付け、傷病災害時貸付け、創業転業時・新規事業展開等貸付け、福祉対応貸付け、緊急経営安定貸付け、事業承継貸付け、廃業準備貸付け）を受けることができます。

ご利用方法

- (1) 最寄りの金融機関または中小企業団体の窓口から、十分に説明を受けたうえで、契約申込書により申し込んでください。
- (2) 中小企業基盤整備機構（中小機構）から共済手帳・加入者のしおり及び約款をお送りします。
- (3) 掛金は口座振替で納付していただきます。
- (4) 廃業、死亡、老齢あるいは役員を退職した場合、共済金の請求をしてください。
- (5) 中小機構の審査が済み次第、共済金支払決定通知書が届きますので、あらかじめ指定した金融機関で共済金をお受け取りください。

お問い合わせ先

独立行政法人 中小企業基盤整備機構 共済相談室 TEL: 050-5541-7171

URL: <https://www.smrj.go.jp/kyosai/skyosai>

全国の金融機関の本・支店

最寄りの商工会・商工会議所・青色申告会

都道府県中小企業団体中央会

『連鎖倒産を防止したい』

経営セーフティ共済

(経営セーフティ共済は中小企業倒産防止共済制度の愛称です。)

取引先企業の倒産による連鎖倒産を防止するため、共済金の貸付けを受けることができます。

対象となる方

1年以上継続して事業を行っている中小企業者

支援内容

取引先企業が倒産[※]し、売掛金や受取手形などの回収が困難となった場合、この回収困難額と、積み立てた掛金総額の10倍のいずれか少ない額(貸付限度額8,000万円)の貸付けを受けることができます。

※倒産とは、破産法・民事再生法等の法的整理の申立て、手形交換所や電子債権記録機関による取引停止処分、弁護士などが代理人となる私的整理をさし、「夜逃げ」などは含まれません。)

■毎月の掛金

・掛金月額は5,000円から200,000円の範囲内(5,000円きざみ)で設定でき、加入後増額することもできます。掛金総額が800万円まで積立てることができます。

■税法上の特典

・毎年の掛金は必要経費(個人)または損金(法人)に算入できます。

■共済金の貸付けの条件

- ・貸付けにあたっては、担保・保証人は必要ありません。
- ・共済金の貸付けは無利子ですが、貸付けを受けた共済金の10分の1に相当する額が掛金総額から控除されます。
- ・償還期間は貸付け額に応じて5年～7年(うち据置期間6カ月)の毎月均等償還です。

■一時貸付け金制度

・臨時に事業資金を必要とするときは、解約手当金の範囲内で貸付けを受けることができます。

ご利用方法

- (1) 貴社の事業活動の内容が確認できる金融機関または中小企業団体の窓口から、十分に説明を受けたうえで申し込んでください。
- (2) 中小企業基盤整備機構(以下「中小機構」という。)から共済契約締結書をお送りします。
- (3) 取引先が倒産し、回収が困難となった売掛金債権等が生じましたら、加入の手続きを行った金融機関・中小企業団体で共済金の貸付け請求をしてください。
- (4) 中小機構の審査が済み次第、共済金貸付け決定通知書が届きますので、あらかじめ指定した金融機関で共済金をお借り入れください。

お問い合わせ先

(独)中小企業基盤整備機構 共済相談室 電話:050-5541-7171

URL: <http://www.smrj.go.jp>

全国の金融機関の本・支店
最寄りの商工会・商工会議所
都道府県中小企業団体中央会

『安全・確実・有利に退職金制度を確立したい』

中小企業退職金共済制度

(独)勤労者退職金共済機構と退職金共済契約を結び、掛金を納付することで、簡単に退職金制度を設けることができます。掛金は全額非課税で、新規加入時等には掛金の一部を国が助成します。

対象となる方

以下の要件を満たす中小企業者

一般業種(製造業等)	卸売業	サービス業	小売業
・常用従業員数 300人以下 または ・資本金・出資金 3億円以下	・常用従業員数 100人以下 または ・資本金・出資金 1億円以下	・常用従業員数 100人以下 または ・資本金・出資金 5千万円以下	・常用従業員数 50人以下 または ・資本金・出資金 5千万円以下

支援内容

本制度は、事業主の相互共済の仕組みと国の援助によって、独力では退職金制度をもつことが困難な中小企業について、退職金制度の整備を支援するものです。

常用の従業員を対象とする一般の中小企業退職金共済制度(一般の中退共)と、特定業種(建設業、清酒製造業、林業)の期間雇用者等を対象とする特定業種退職金共済制度(それぞれ建退共、清退共、林退共)があります。

※事業主と生計を一にする同居の親族のみを雇用する事業所の従業員も一般の中退共に加入できます。

※一般の中退共では、他の退職金・企業年金制度等との間で積み立て資産を移換することも可能です。

■掛金負担軽減措置

1. 一般の中退共

(1) 初めて加入した中小企業者に対して、掛金月額 $\frac{1}{2}$ (上限 5,000 円)を従業員ごとに加入後4か月目から1年間、国が助成します。

(2) 18,000 円以下の掛金を増額する事業主に対して、増額分の $\frac{1}{3}$ を増額した月から1年間、国が助成します。

※ (1)(2)とも、一部対象外となる場合があります。

2. 特定業種

新たに加入した従業員(被共済者)について、掛金の一部を国が助成します。

お問い合わせ先

(独)勤労者退職金共済機構 URL:

<http://www.taisyokukin.go.jp/>

- ・一般の中退共 電話:03-6907-1234
- ・建退共 電話:03-6731-2831
- ・清退共 電話:03-6731-2887
- ・林退共 電話:03-6731-2887

『防災のための施設整備をしたい』

社会環境対応施設整備資金融資制度(BCP融資)

災害等による事業中断を最小限にとどめるために、事業継続力強化計画または連携事業継続力強化計画の認定を受けている中小企業者、BCP(事業継続計画)を策定している中小企業の方は、同計画に基づく施設整備に必要な資金の融資を受けることができます。

対象となる方

- 中小企業等経営強化法に基づく、「事業継続力強化計画」または「連携事業継続力強化計画」の認定を受けている中小企業者(詳細は209ページ参照)
- 中小企業BCP策定運用指針に則り、自ら策定したBCP(事業継続計画)に基づいて、施設の耐震化、消防用設備やデータバックアップサーバの整備などの防災のための施設等の整備を行う中小企業の方。

※中企庁指針による全てのコース(入門、基本、中級、上級)が対象。自治体や団体等発行のマニュアル等であっても、中企庁指針に則っていれば条件を満たしているものとします。

※中小企業BCP策定運用指針については、以下のホームページをご覧ください。

URL: <http://www.chusho.meti.go.jp/bcp/>

支援内容

■中小企業事業

- 貸付限度額
7億2千万円(うち、運転資金2億5千万円)
- 貸付利率
【設備資金】特別利率③、特別利率②、特別利率①、基準利率
【運転資金】特別利率①、基準利率
- 貸付期間
【設備資金】20年以内(うち据置期間2年以内)
【運転資金】7年以内(うち据置期間2年以内)

■国民生活事業

- 貸付限度額
7,200万円(うち、運転資金:4,800万円)
- 貸付利率
【設備資金】特別利率③、特別利率②、特別利率①、基準利率
【運転資金】特別利率①、基準利率
- 貸付期間
20年以内(うち据置期間2年以内)

※沖縄振興開発金融公庫においては、日本公庫の内容に準じて貸付を実施。

取扱金融機関

日本政策金融公庫(中小企業事業および国民生活事業)、沖縄振興開発金融公庫

ご利用方法

必要書類については各機関にお問い合わせ下さい。

お問い合わせ先

株式会社日本政策金融公庫(日本公庫) 事業資金相談ダイヤル:0120-154-505
沖縄振興開発金融公庫(沖縄公庫) 電話:098-941-1795

『多発する自然災害等に備えるために、防災・減災対策を考えたい』

中小企業等経営強化法(事業継続力強化計画)

中小企業・小規模事業者等による事業継続力の強化に係る取組を支援します。中小企業者は、基本方針に沿って「事業継続力強化計画」を作成し、国の認定を受けることができます。認定を受けた中小企業者は、税制優遇や金融支援、補助金の加点等の支援措置を受けることができます。

対象となる方

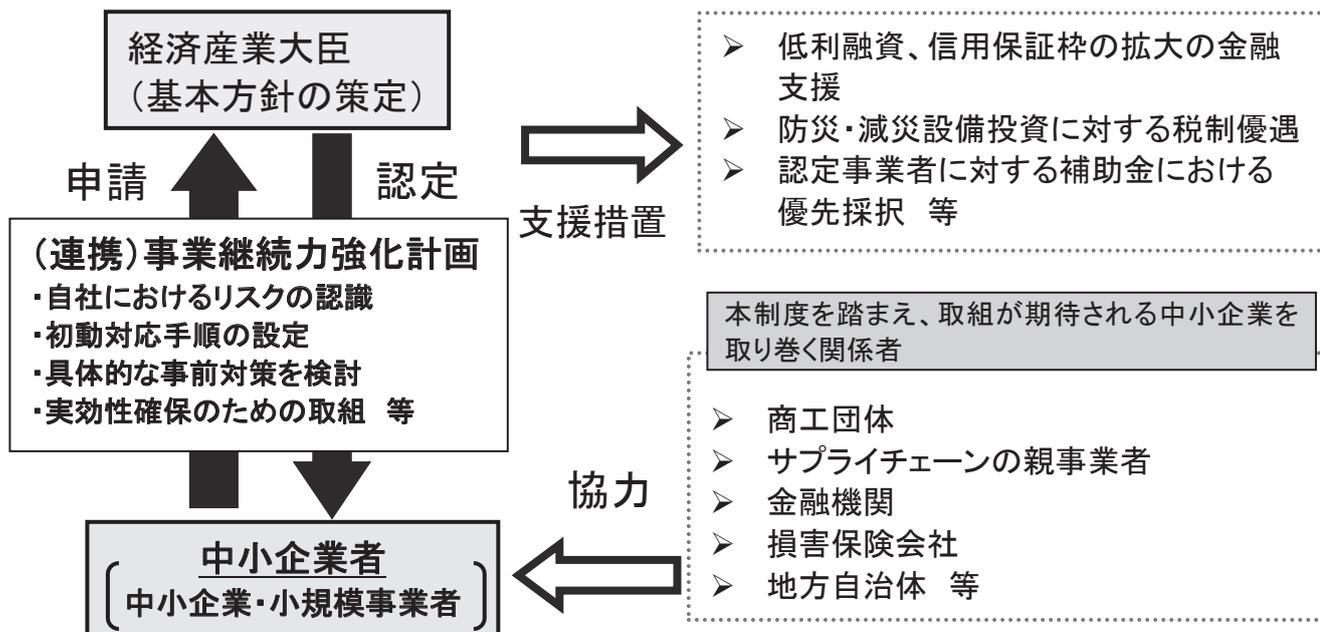
中小企業等経営強化法第2条第1項で規定する中小企業者

ご利用方法(計画概要)

- 中小企業の事業継続力の強化を図るために「中小企業の事業活動の継続に資するための中小企業等経営強化法等の一部を改正する法律(以下、「中小企業強靱化法」という。)」が、令和元年7月から施行されました。
- 中小企業強靱化法では、中小企業が行う自然災害等への事前対策を促進することを目的に、中小企業が防災・減災に係る取組をまとめた「事業継続力強化計画」を国が認定する制度を創設しました。令和2年2月末日までに約5,000件もの計画が認定を受けています。
- 認定を受けた中小企業者には、政府系金融機関による低利融資等の金融支援、防災・減災に係る設備投資を行った際の税制優遇(中小企業防災・減災投資促進税制)、補助金の加点、認定ロゴマークの付与等様々な支援策が受けられます。
- 単独で中小企業が取り組む「事業継続力強化計画」と複数の事業者が連携して取り組む「連携事業継続力強化計画」があります。必要事項を記載した上で、主たる事務所が所在する都道府県を管轄する経済産業局等にご提出ください。

※詳細は「事業継続力強化計画策定の手引き(以下URL参照)」を確認ください。

<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/antei/bousai/2019/191211kyokatebiki.pdf>



融資・リース・保証

補助金・税制・出資

情報提供・相談

セミナー・研修・イベント

法律等に基づく支援

支援措置の詳細

① 日本政策金融公庫による低利融資

事業継続力強化計画の認定を受けた事業者が行う設備投資に必要な資金について、低利融資(貸付利率から0.9%引き下げ)が受けられます。

■ 貸付限度額

- ・中小企業事業: 7億2,000万円(うち運転資金2億5,000万円)
- ・国民生活事業: 7,200万円(うち運転資金4,800万円)

■ 貸付期間

設備資金20年以内、長期運転資金7年以内(据置期間2年以内)

② 中小企業信用保険法の特例

認定を受けた中小企業者は、事業継続力強化計画の実行にあたり、民間金融機関から融資を受ける際、信用保証協会による信用保証のうち、普通保険等とは別枠での追加保証や保証枠の拡大を受けられます。

	通常枠	別枠
普通保険	2億円(組合4億円)	2億円(組合4億円)
無担保保険	8,000万円	8,000万円
特別小口保険	2,000万円	2,000万円
新事業開拓保険	2億円⇒3億円(組合4億円⇒6億円)(保証枠の拡大)	
海外投資関係保険	2億円⇒4億円(組合4億円⇒6億円)(保証枠の拡大)	

③ 中小企業防災・減災投資促進税制

平成31年度税制改正において、中小企業が行う災害への事前対策を強化するため、事業継続力強化計画の認定を受けた中小企業・小規模事業者を対象に、防災・減災設備(自家発電設備、制震・免震装置等)を取得した場合に、取得価額の20%の特別償却を可能とする、新しい制度を創設しました。詳細は267ページをご確認ください。

④ その他

- ・経済産業省で執行する一部の補助金で、優先採択が受けられます。
- ・事業継続力強化計画認定ロゴマークの使用が可能となります。
- ・中小企業庁のHPで企業名が公表されます。



お問い合わせ先

中小企業庁 事業環境部 経営安定対策室 TEL:03-3501-0459

または最寄りの経済産業局等の担当課(詳細は以下掲載の「事業継続力強化計画策定の手引き」記載のお問い合わせ先一覧を参照)まで御連絡ください。

URL: <https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/antei/bousai/keizokuryoku.htm>

「事業継続力強化計画」で検索

『小規模事業者向けの融資制度を知りたい』

小規模事業者経営改善資金融資制度(マル経融資)

小規模事業者は、経営改善のための資金を無担保・無保証人・低利で融資を受けることができます。

対象となる方

常時使用する従業員が20人(商業・サービス業(宿泊業・娯楽業を除く)の場合は5人)以下の法人・個人事業主の方で、以下の要件をすべて満たす方

- 商工会・商工会議所の経営指導員による経営指導を原則6カ月以上受けていること
- 所得税、法人税、事業税、都道府県民税などの税金を原則として完納していること
- 原則として同一の商工会等の地区内で1年以上事業を行っていること
- 商工業者であり、かつ、日本政策金融公庫の融資対象業種を営んでいること

支援内容

通常枠

【対象資金】 設備資金、運転資金

【貸付限度額】 2,000万円(1,500万円超の貸付を受けるには、貸付前に事業計画を作成し、貸付後に残高が1,500万円以下になるまで、経営指導員による実地訪問を半年毎に1回受けていただく必要があります。)

【貸付金利】 令和2年4月1日現在 1.21%(※)

※金利は変動します。詳しくは、下記問い合わせ先にご確認ください。

【貸付期間】 設備資金10年以内(据置期間は2年以内)、
運転資金7年以内(据置期間は1年以内)

【担保・保証人】 不要

東日本大震災対応特枠、平成28年熊本地震対応特枠、平成30年7月豪雨対応特枠、令和元年台風第19号等対応特枠、新型コロナウイルス対策特枠

東日本大震災、平成28年熊本地震、平成30年7月豪雨及び令和元年台風第19号等(令和元年台風第19号、第20号及び第21号をいう。)により直接又は間接被害を受けた又は新型コロナウイルス感染症の影響を受けた小規模事業者の方は、上記の通常枠とは別枠の貸付限度額と、更なる金利引き下げ措置等を利用することができます。

ご利用方法

- 主たる事業所の所在する地区の商工会・商工会議所へ申込みしてください。
- 申込みを受け付けた商工会・商工会議所において審査し、日本政策金融公庫に融資の推薦をします。
- 日本政策金融公庫の審査を経て、融資が実施されます。

(注) 沖縄県については、紙面中「日本政策金融公庫」とあるのは、すべて「沖縄振興開発金融公庫」と読み替えてください。

お問い合わせ先

- ・日本政策金融公庫(沖縄振興開発金融公庫)の本支店
- ・お近くの商工会・商工会議所

(商工会については、全国商工会連合会 URL: <http://www.shokokai.or.jp/>)

(商工会議所については、日本商工会議所 URL: <http://www.jcci.or.jp/>)

融資・リース・
保証補助金・税
制・出資情報提供・相
談セミナー・研
修・イベント法律等に
基づく支援

『小規模事業者向けの融資制度を知りたい』

小規模事業者経営発達支援融資制度

一定の要件を満たす小規模事業者は、事業の持続的発展のための取組に必要な設備資金及びそれに付随する運転資金について低利で融資を受けることができます。

対象となる方

常時使用する従業員が20人（商業・サービス業（宿泊業・娯楽業を除く）の場合は5人）以下の法人・個人事業主の方で、以下の要件をすべて満たす方

- 経営発達支援計画の認定を受けた商工会・商工会議所から、売上の増加や収益の改善、持続的な経営のための事業計画策定に当たり助言とフォローアップを受けること
- 地域経済の活性化のために、一定の雇用効果（新たな雇用または雇用の維持）が認められること
- 経営者及び従業員の知識、技能、管理能力の向上を図る研修に参加するなど人材の確保・育成に努めていること
- 商工業者であり、かつ、日本政策金融公庫の融資対象業種を営んでいること

支援内容

■ 対象資金

設備資金及びそれに付随する運転資金

■ 貸付限度

7,200万円（運転資金は4,800万円）

■ 貸付利率

特別利率①※¹

※¹：金利は変動します。詳しくは、下記問い合わせ先にご確認ください。

■ 貸付期間

設備資金：20年以内（うち据置期間2年以内）※²

運転資金：8年以内（うち据置期間2年以内）※²

※²：小企業者（従業員5人以下）については、設備資金、運転資金とも据置期間3年以内

ご利用方法

- 主たる事業所の所在する地区の商工会・商工会議所へ申込みしてください。（なお、当該商工会・商工会議所が経営発達支援計画の認定を受けていない場合は対象外となります。）
- 申込みを受け付けた商工会・商工会議所が日本政策金融公庫に融資の推薦をします。
- 日本政策金融公庫の審査を経て、融資が実施されます。

（注）沖縄県については、紙面中「日本政策金融公庫」とあるのは、すべて「沖縄振興開発金融公庫」と読み替えてください。

お問い合わせ先

- ・日本政策金融公庫（沖縄振興開発金融公庫）の本支店
- ・お近くの商工会・商工会議所
（商工会については、全国商工会連合会 URL：<http://www.shokokai.or.jp/>）
（商工会議所については、日本商工会議所 URL：<http://www.jcci.or.jp/>）

『一時的に資金繰りが厳しいので融資を受けたい』

セーフティネット貸付

一時的に資金繰りに支障をきたしているが、中長期的には回復が見込まれる中小企業・小規模事業者の皆様は融資を受けることができます。

経営環境変化対応資金

対象となる方

社会的、経済的環境の変化の影響により、一時的に売上高や利益が減少しているものの、中長期的にはその業況が回復することが見込まれる方

(注)利益が増加していても経常損失が生じる等、一定の要件を満たす場合は対象となります。

支援内容

■貸付限度額

【日本公庫(中小企業事業)】7億2,000万円

【日本公庫(国民生活事業)】4,800万円

■貸付利率:基準利率

※基準利率(令和2年1月6日時点。貸付期間5年の場合。)

中小企業事業1.11%、国民生活事業1.91%

上記利率は、標準的な貸付利率です。適用利率は、担保の有無等に応じて所定の利率が適用されます。

■貸付期間:設備資金15年以内(うち据置期間3年以内)

運転資金 8年以内(うち据置期間3年以内)

金融環境変化対応資金

対象となる方

金融機関との取引状況の変化(借入残高の減少要請や追加担保の設定要請等)により、一時的に資金繰りに困難をきたしているものの、中長期的には資金繰りが改善し経営が安定することが見込まれる方

支援内容

■貸付限度額:

【日本公庫(中小企業事業)】別枠3億円

【日本公庫(国民生活事業)】別枠4,000万円

■貸付利率:基準利率(中小企業事業については上限利率3.0%)

※基準利率(令和2年1月6日時点。貸付期間5年の場合。)

中小企業事業1.11%、国民生活事業1.91%

上記利率は、標準的な貸付利率です。適用利率は、担保の有無等に応じて所定の利率が適用されます。

■貸付期間:設備資金15年以内(うち据置期間3年以内)

運転資金8年以内(うち据置期間3年以内)

融資・リース・
保証補助金・税
制・出資情報提供・相
談セミナー・研
修・イベント法律等に
基づく支援**取引企業倒産対応資金****対象となる方**

関連企業の倒産により、経営に困難をきたしている方

支援内容

■ 貸付限度額:

【日本公庫(中小企業事業)】別枠1億5,000万円

【日本公庫(国民生活事業)】別枠3,000万円

■ 貸付利率: 基準利率

※基準利率(令和2年1月6日時点。貸付期間5年の場合。)

中小企業事業1.11%、国民生活事業1.91%

上記利率は、標準的な貸付利率です。適用利率は、担保の有無等に応じて所定の利率が適用されます。

■ 貸付期間: 運転資金8年以内(うち据置期間3年以内)

取扱金融機関

日本政策金融公庫(中小企業事業、国民生活事業)、沖縄振興開発金融公庫

ご利用方法

申込み時に各機関に必要な書類を提出して下さい。

必要書類については各機関にお問い合わせ下さい。

お問い合わせ先

株式会社日本政策金融公庫(日本公庫)

・国民生活事業(個人企業・小規模企業向け事業資金)

・中小企業事業(中小企業向け長期事業資金)

事業資金相談ダイヤル: 0120-154-505

沖縄振興開発金融公庫 電話: 098-941-1795

『創業又は経営多角化・事業転換等による 新たな事業活動への挑戦を行いたい』

中小企業経営力強化資金融資事業

創業又は経営多角化・事業転換等による新たな事業活動への挑戦を行う中小企業・小規模事業者であって、認定支援機関の経営支援を受ける事業者等を対象に日本政策金融公庫が融資を行います。

対象となる方

次のいずれかに該当するもの

- (1) 経営革新又は異分野の中小企業と連携した新事業分野の開拓等により市場の創出・開拓（新規開業を行う場合を含む。）を行おうとする者で、自ら事業計画書を策定し認定支援機関による指導及び助言を受けている者。
- (2) 「中小企業の会計に関する基本要領」（以下「基本要領」という。）又は「中小企業の会計に関する指針」（以下「指針」という。）を適用している又は適用する予定である者で、事業計画を策定する者。

支援内容

■ 対象資金

設備資金及び運転資金

■ 貸付限度

【中小企業事業】 7億2,000万円（運転資金は2億5,000万円）

【国民生活事業】 7,200万円（運転資金は4,800万円）

■ 貸付利率

基準利率とする。ただし、対象となる方(1)であって次の全ての要件を満たす者については特別利率①（基準利率-0.4%）とする。

- (1) 基本要領又は指針を適用している又は適用する予定である方
- (2) 事業計画書に以下のすべての事項を含むこと（口については部門別管理を行っている者に限る。）。
 - イ 当面6ヵ月程度の資金繰り予定表
 - ロ 部門別収支状況表

■ 貸付期間

設備資金：20年以内（うち据置期間2年以内）

運転資金：7年以内（うち据置期間2年以内）

■ 貸付条件

中小企業・小規模事業者は、事業計画を策定し、実行責務を負い、期中の進捗報告を行う。認定支援機関は、事業計画の策定支援のみならず、期中における継続的な実行支援及びフォローアップを実施する。

ご利用方法

申込み時に各機関に必要書類を提出してください。

必要書類については各機関にお問い合わせください。

お問い合わせ先

株式会社日本政策金融公庫（日本公庫）

国民生活事業（個人企業・小規模企業向け事業資金）、中小企業事業（中小企業向け長期事業資金）

事業資金相談ダイヤル：0120-154-505

融資・リース・保証

補助金・税制・出資

情報提供・相談

セミナー・研修・イベント

法律等に基づく支援

『事業資金を借りたい』

信用保証制度

金融機関から融資を受ける際、信用保証協会が信用保証を付すことにより、中小企業者の資金調達を行いやすくします。

対象となる方

中小企業者（個人又は法人・組合等で事業を営まれる方）で、一部の業種（農業、林業、漁業、金融・保険業等）を除きほとんどの業種の方が対象となります。

支援内容

中小企業者が金融機関から融資を受ける際、信用保証協会が債務保証をする制度です。また、使用目的等に応じて各種の特別な信用保証制度もご利用いただけます。

■保証限度額

- ・普通保証 2億円以内
- ・無担保保証 8,000万円以内
- ・無担保無保証人保証 2,000万円以内（納税していること等、一定の要件あり。）

なお、各種の特別な保証制度については、保証限度額を別枠化するなどの措置を受けることができます。

■保証料率

財務内容その他の経営状況等を勘案して、借入金額に対し概ね0.45%から2.2%の範囲で各都道府県等の信用保証協会が保証料率を決定します。

（また、セーフティネット保証（225頁参照）等の特別な保証制度については、制度ごとに保証料率が決定されます。）

ご利用方法

申込時に金融機関または信用保証協会に必要書類を提出して下さい。

※必要書類については各金融機関または各信用保証協会にお問い合わせ下さい。

お問い合わせ先

（一社）全国信用保証協会連合会 電話：03-6823-1200

各都道府県等の信用保証協会 URL：<http://www.zenshinhoren.or.jp/others/nearest.html>

『取引先の倒産・自然災害などで資金繰りが厳しいので保証を受けたい』

セーフティネット保証制度

取引先の倒産、自然災害、取引金融機関の経営合理化等により経営の安定に支障を生じている中小企業者の皆様については、一般の保証枠とは別枠での保証を行います。

対象となる方

○セーフティネット保証制度

次に掲げる経済環境の急激な変化に直面し、経営の安定に支障を生じている中小企業者であって、事業所の所在地を管轄する市町村長または特別区長の認定を受けた方。

- 1号 大型倒産発生(*)により影響を受けている中小企業者
 - 2号 取引先企業のリストラ等(*)により影響を受ける中小企業者
 - 3号 突発的災害(事故等)(*)により影響を受ける中小企業者
 - 4号 突発的災害(自然災害等)(*)により影響を受ける中小企業者
 - 5号 全国的に業況の悪化している業種(*)に属する中小企業者
 - 6号 金融機関の破綻により資金繰りが悪化している中小企業者
 - 7号 金融機関の相当程度の経営合理化(支店の削減等)(*)に伴って借入れが減少している中小企業者
 - 8号 整理回収機構に貸付債権が譲渡された中小企業者のうち、再生可能性があると判断される者
- (*) 具体的には、案件ごとに経済産業大臣が指定します。

○危機関連保証制度

全国的な資金繰りの状況を示す客観的な指標である資金繰りDI等が、リーマンショック時や東日本大震災時等と同程度に短期かつ急速に低下することによって、著しい信用の収縮が全国的に生じていることが確認でき、国として危機関連保証を実施する必要があると認めた案件(*)により売上高等が減少する等、経営の安定に支障を生じていることについて市区町村長の認定を受けた中小企業者

(*) 具体的には、案件ごとに経済産業大臣が指定します。

※対象となる中小企業者の具体的な基準については、中小企業庁ホームページ (URL: https://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/sefu_net_gaiyou.htm) または各市町村、特別区の窓口にお問い合わせください。

支援内容

上記対象者に対し、保証限度額の別枠化を図る制度です。

■保証限度額

(一般保証限度額)		(別枠保証限度額)		
・普通保証	2億円	+	・普通保証	2億円
・無担保保証	8,000万円		・無担保保証	8,000万円
・無担保無保証人保証	2,000万円		・無担保無保証人保証	2,000万円

※セーフティネット保証制度と危機関連保証を併用する場合、保証限度額はそれぞれ別枠となります。

融資・リース・保証

補助金・税制・出資

情報提供・相談

セミナー・研修・イベント

法律等に基づく支援

■保証料

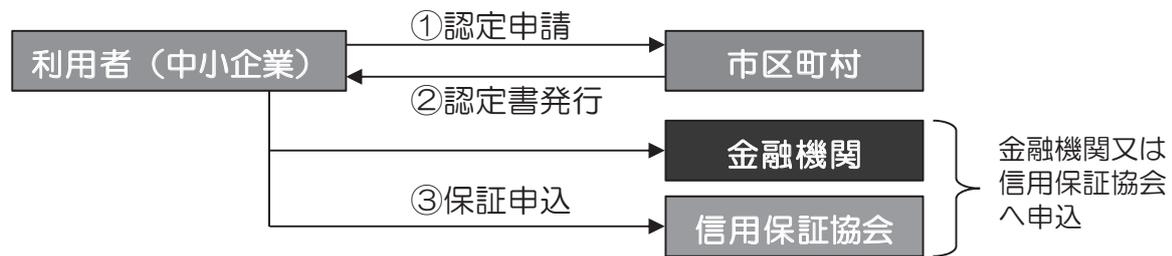
概ね0.7～1.0%（危機関連保証については0.8%以内）

※詳しくは、各信用保証協会にお問い合わせください。

ご利用方法

対象となる中小企業者の方は、登記上の住所地又は事業実態のある事業所（個人事業主の方は主たる事業所）所在地の市町村（または特別区）の商工担当課等の窓口にて認定申請書2通を提出（その事実を証明する書面等を添付）し、認定を受け、希望の金融機関または所在地の信用保証協会に認定書を持参のうえ、保証付き融資を申し込むことになります。

その後、金融審査を経て、融資及び保証の可否が決まります。



お問い合わせ先

（一社）全国信用保証協会連合会 電話：03-6823-1200

各都道府県等の信用保証協会 URL：<http://www.zensinhoren.or.jp/others/nearest.html>

『信用保証協会の保証付借入金を一本化したい』

信用保証協会による借換保証

信用保証協会の保証付借入金の借換保証制度を実施することにより、中小企業者の月々の返済額を軽減し、中小企業の資金繰りの円滑化を図ります。

対象となる方

- ・保証申込時点において、保証付きの既往借入金の残高がある方
 - ・セーフティネット保証による借換えを利用する場合は、セーフティネット保証の認定を受け(*)、適切な事業計画を有している方
- (*)セーフティネット保証の認定については、「セーフティネット保証制度」のページをご覧ください。

支援内容

保証付借入金の借換え、複数の保証付借入金の本一本化等が可能です。

1.緊急保証の借換え

セーフティネット保証の要件に該当する方は、セーフティネット保証で借換え、それ以外の方は、一般保証での借換えとなります。借換えにあたっては、追加的に新たな融資(増額融資)を受けることもできます。

■保証条件

- ・セーフティネット保証で借換える場合は、事業計画書の作成等が必要となります。また、保証期間は原則として10年(据置期間1年以内を含む)以内となります。
- ・一般保証で借換える場合は、通常の保証における保証条件と同じです。

2.一般保証、セーフティネット保証及び中小企業金融安定化特別保証の借換え

セーフティネット保証の要件に該当する方は、セーフティネット保証で借換え、それ以外の方は、一般保証での借換えとなります。借換えにあたっては、追加的に新たな融資(増額融資)を受けることもできます。

■保証条件

- ・セーフティネット保証で借換える場合は、事業計画書の作成等が必要となります。また、保証期間は原則として10年(据置期間1年以内を含む)以内となります。
- ・一般保証で借換える場合は、通常の保証における保証条件と同じです。

※ 信用保証協会の保証付きの貸付で金融機関が旧債務を借り手企業の意に反して返済させること(旧債振替)は禁止されています。

融資・リース・保証

補助金・税制・出資

情報提供・相談

セミナー・研修・イベント

法律等に基づく支援

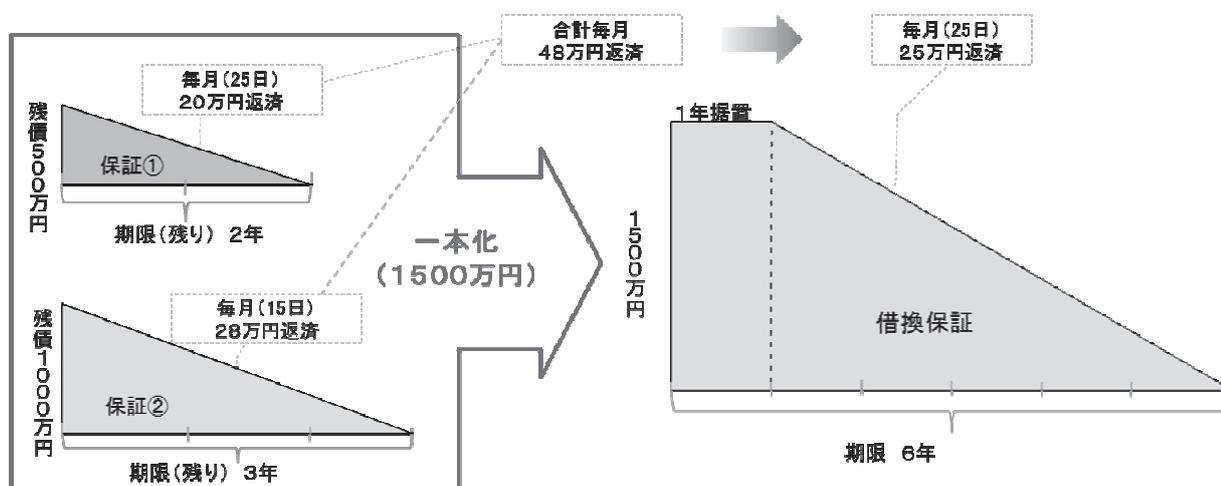
3. 条件変更改善型借換保証

経営者に事業改善の意欲があるにもかかわらず、返済条件の緩和の実施により前向きな金融支援を受けることが困難な中小企業・小規模事業者を対象に、既往の保証付き融資を新たな保証付き融資に借り換え、更に追加資金を融資することを可能とします。

■保証条件

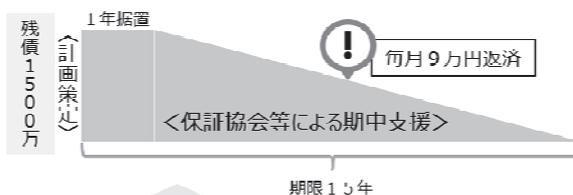
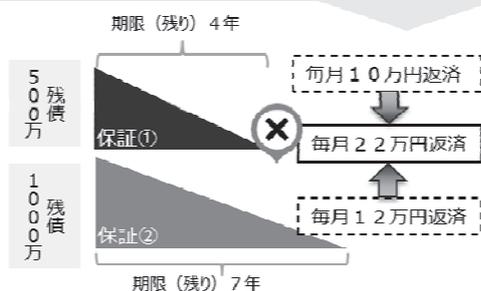
- 金融機関及び認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ、事業計画を策定することが必要となります。
- 保証期間は10年以内(据置期間1年以内※を含む)となり、責任共有制度(8割保証)の対象となります。
※新規資金を追加する場合、据置期間は2年以内。

(参考)借換のイメージ



(参考)条件変更改善型借換保証制度イメージ

○返済条件の緩和を実施した既往の保証付き融資を新たな保証付き融資に借り換え



- 複数債権を一本化し、返済ペースを見直すことで、月々の返済負担を軽減
- 事業計画を策定し、計画的に返済等の資金繰りを正常化
- C1 マネの追加も可能 (※金融機関等による審査あり)

お問い合わせ先

(一社)全国信用保証協会連合会

電話:03-6823-1200

各都道府県等の信用保証協会 URL: <http://www.zenshinoren.or.jp/others/nearest.html>

『経営の状態を改善する取組をサポートします』

経営力強化保証制度

中小企業・小規模事業者が認定経営革新等支援機関(金融機関、税理士、診断士等)(※)の力を借りながら、経営改善に取り組む場合に、保証料を減免し、金融面だけでなく、事業者の経営の状態を改善する取組を強力にサポートします。

※中小企業等経営強化法に基づき認定される「認定経営革新等支援機関」を指します。

対象となる方

金融機関及び認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ、自ら事業計画の策定並びに計画の実行及び進捗の報告を行う方

支援内容

- **保証限度額** : 無担保8千万円、最大で2億8千万円(一般の保証とは同枠)。
- **保証料率** : 一般保証における保証料率から概ね0.2%引下げ
- **保証割合** : 責任共有保証(80%保証)。ただし、100%保証の既保証を同額以内で借り換える場合は100%保証。
- **保証期間** : 一括返済:1年以内、
分割返済:運転資金5年以内、設備資金7年以内。なお、本制度により保証付きの既往借入金を借り換える場合は10年以内。(据置期間はそれぞれ1年以内)

ご利用方法

詳細については以下の窓口まで御連絡ください。

お問い合わせ先

(一社)全国信用保証協会連合会 電話:03-6823-1200

各都道府県等の信用保証協会 URL:<http://www.zenshinoren.or.jp/others/nearest.html>

融資・リース・保証

補助金・税制・出資

情報提供・相談

セミナー・研修・イベント

法律等に基づく支援

『無担保・第三者保証人不要の長期借入を受けたい』 「証券化支援スキーム」を活用した融資制度 (CLO融資)

証券化の手法を活用することで、中小企業・小規模事業者の皆様の資本市場へのアクセスを促進し、無担保・第三者保証なしの資金供給を支援します。

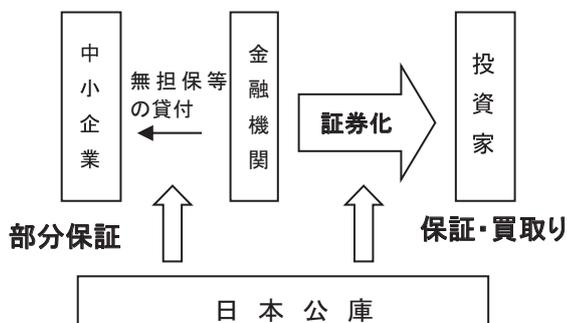
対象となる方

中小企業者の方(一部を除いてほとんどの業種が対象となります)

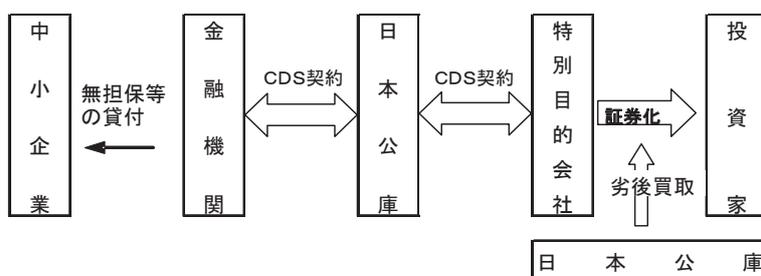
支援内容

金融機関の中小企業者向け貸付債権を多数束ね、証券として投資家に販売する仕組み(証券化)を通じて、金融機関による中小企業の皆様方に原則無担保・第三者保証人なしの融資を支援します。本制度は、このような金融機関の取り組みを政府系金融機関が支援することにより、中小企業・小規模事業者の皆様方の円滑な資金調達を図ることを目的としています。

【保証型】



【買取型(シンセティック型)】



(※)CDS契約とはクレジット・デフォルト・スワップ契約のことで、一種の損害補填契約です。

取扱金融機関

本制度を活用する各金融機関において募集を行っております。

ご利用方法

募集を行っている金融機関、募集時期、貸付条件(募集案件により異なります)については下記問い合わせ先に、ご利用に当たって必要となる書類等は取扱金融機関にお問い合わせ下さい。

お問い合わせ先

株式会社日本政策金融公庫(巻末お問い合わせ先一覧参照)

中小企業事業証券化支援室 電話:03-3270-0568

URL:<https://www.jfc.go.jp/n/company/sme/securitisation.html>

『共同で事業環境の改善や経営基盤の強化に取り組みたい』

高度化事業 (工業団地、ショッピングセンター等の整備に対する貸付制度)

工場団地・卸団地、ショッピングセンター等の整備、商店街のアーケード・カラー舗装等の整備などを行う中小企業組合等に対して、都道府県と中小企業基盤整備機構が一体となってその設備資金を長期・低利(又は無利子)で貸付けます。

貸付けに際しては、事前に事業計画について専門的な立場から診断・助言を行います。

対象となる方(事業)

- 経営戦略の実現や経営上の問題の解決に、事業協同組合などを設立し共同で取り組む中小企業者が対象となります。主な事業の活用例は以下のとおりです。
 - 工場を拡張したいが隣接地に用地を確保できない、騒音問題のため操業に支障があるなどの問題を抱える中小企業者が集まり、適地に設備の整った工場を新設し、事業の拡大・効率化、公害問題の解決を図る<集団化事業>
 - 商店街に、アーケードやカラー舗装、駐車場などを整備したり、各商店を改装したりして、商店街の魅力・利便性を向上させ集客力を高める<集積区域整備事業>
 - 大型店の出店などに対抗するため、地域の中小小売商業者らが、共同で入居するショッピングセンターを建設し、集客力・販売力を向上させる<施設集約化事業>
 - 中小企業者が共同で利用する共同物流センター、加工場や倉庫などの施設を建設し、事業の効率化、取引先の拡大を図る<共同施設事業>
- 地元の中小企業者を支援するために、第3セクター(株式会社、公益法人)、市町村等が行う、
 - 起業家を支援するインキュベーション施設などを設置し運営する事業<地域産業創造基盤整備事業>、
 - 商店街活性化・集客力向上のため、多目的ホール、駐車場、共同店舗などを設置し運営する事業<商店街整備等支援事業>も対象となります。

※上記の各事業で整備した既存施設のリニューアル事業も貸付対象となります。

この他、中小企業が共同で取り組む事業に係る設備資金であれば、貸付対象となるものがありますのでお問い合わせください。

支援内容

- 貸付条件
 - 貸付限度額：なし
 - 貸付割合：原則として80%以内
 - 貸付対象：設備資金
 - 貸付利率：年0.45%(2019年度貸付決定分に適用)、又は、無利子(特別の法律に基づく事業など)
- ※貸付利率は毎年度見直しを行います。2020年度の貸付利率については、決定次第、中小企業基盤整備機構のホームページに掲載します。
- 貸付期間：20年以内(うち据置期間3年以内)
 - 担保・保証人：都道府県又は中小企業基盤整備機構の規程により徴求
- 診断の実施

貸付けに当たっては、事前に事業計画について、都道府県が中小企業診断士等の専門家を活用して診断・助言を行います。診断・助言には計画の内容により中小企業基盤整備機構も参加します。また、貸付後も運営診断・アドバイスは随時行っています。

ご利用方法

高度化事業に対する融資は、原則として都道府県が貸付けの窓口となります。まずは、各都道府県高度化事業担当課又は中小企業基盤整備機構高度化事業企画課にお問い合わせください。

お問い合わせ先

各都道府県高度化事業担当課(巻末お問い合わせ先一覧参照)

中小企業基盤整備機構 高度化事業部 高度化事業企画課 電話：03-5470-1528

URL：http://www.smrj.go.jp/sme/funding/equipment_loan/index.html

融資・リース・保証

補助金・税制・出資

情報提供・相談

セミナー・研修・イベント

法律等に基づく支援

『ITを活用した設備投資を支援します』

IT活用促進資金

ITを活用した事業を行う際、日本政策金融公庫の特別貸付が受けられます。

対象となる方

IT活用のための投資を行う中小企業者及び認定情報処理支援機関

支援内容

- (1) 中小企業者においては、情報化を進めるために必要な情報化投資を構成する設備などの取得に係る設備資金や、ソフトウェアの取得・制作などに係る長期運転資金
- (2) 認定情報処理支援機関においては、情報処理支援業務に必要な設備資金や長期運転資金の融資を受けることができます。

貸付対象	(1) 中小企業者 ① 電子計算機(※)等(ソフトウェアを含む) ② 周辺装置(モデムなどの通信装置など) ③ 端末装置(多機能情報端末など) ④ 被制御設備(高度数値制御加工装置(CNC)や自動搬送装置など) ⑤ 関連設備(LANケーブルや電源設備など) ⑥ 関連建物・構築物(上記装置および設備の導入に併せてその取得に必要不可欠な建物・構築物およびそれらの設置に必要不可欠な土地) ⑦ その他の設備(その他情報化投資を構成する設備であって、必要と認められたもの) ※①～⑦の他の設備等と組み合わせて導入する場合のみ対象 (2) 認定情報処理支援機関 情報処理支援業務を行うために必要な設備資金や長期運転資金
資金使途	設備等を取得するために必要とする設備資金及び長期運転資金
貸付限度	中小企業事業：7億2,000万円(うち長期運転資金2億5,000万円) 国民生活事業：7,200万円(うち運転資金4,800万円)
貸付利率	基準利率～基準利率▲0.9%(※1)
貸付期間	設備資金：20年以内 運転資金：7年以内

※1. 以下のいずれかに該当する方で一定の要件を満たす方は特別利率が適用されます

- ・情報処理支援機関の認定を受けている方
- ・革新的データ産業活用計画の認定(変更認定含む)を受けている方
- ・AIの導入に際して専門家の助言・指導を受けている方(※2)

※2. 情報処理支援機関の認定を受けた専門家からAI導入に係る助言・指導を受けている方

ご利用方法

申込み時に各機関に必要な書類を提出して下さい。
 必要書類については各機関にお問い合わせ下さい。

お問い合わせ先

- ・日本政策金融公庫 全国各店舗 URL: <https://www.jfc.go.jp/n/branch/index.html>
- ・事業資金相談ダイヤル 電話: 0120-154-505

『外部専門家の支援を受けて経営を立て直したい』

認定経営革新等支援機関による経営改善計画策定支援事業

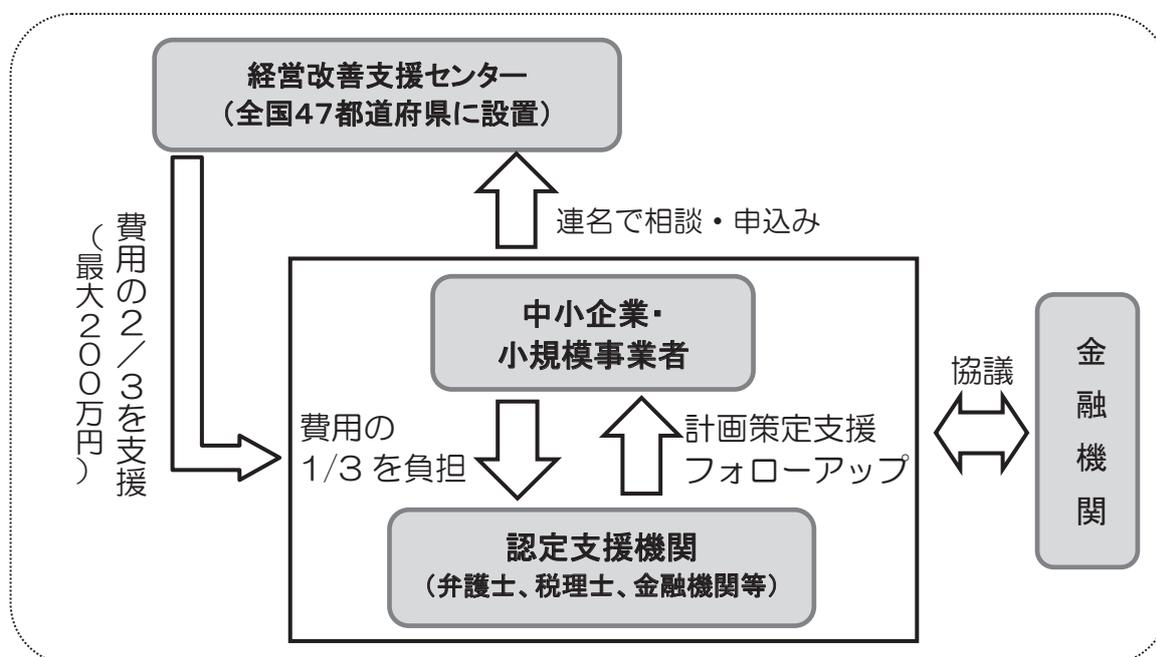
金融支援を必要とする中小企業・小規模事業者が、外部専門家(認定経営革新等支援機関)の助けを得て実施する経営改善計画の策定を支援します。

対象となる方

財務上の問題を抱えており、自らでは経営改善計画を策定することが難しい中小企業・小規模事業者。

支援内容

国の認定を受けた認定経営革新等支援機関(認定支援機関)の支援を受けて金融機関からの支援(条件変更や新規融資等)を伴う経営改善計画を策定する場合、その策定等に要する費用(フォローアップ費用を含む)について、総額の2/3(事業規模等に応じて数万円～最大200万円)まで支援します。



- 認定支援機関とは、中小企業の経営相談等に関して専門的知識や実務経験が一定レベル以上にある者として、国の認定を受けた公的な支援機関です。
- 主な認定支援機関は、国の認定を受けた税理士・税理士法人、公認会計士、中小企業診断士、弁護士、金融機関等です。

ご利用方法

下記のお問い合わせ先まで、ご相談ください。

事業の概要、申請書類等は、下記ホームページにて公開しています。

URL: <http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kakushin/kaizen/index.htm>

お問い合わせ先

- ・各都道府県の経営改善支援センター (巻末お問い合わせ先一覧参照)
- ・中小企業庁 金融課 電話:03-3501-2876

融資・リース・
保証補助金・税
制・出資情報提供・相
談セミナー・研
修・イベント法律等に
基づく支援

『外部専門家の支援を受けて経営を見直したい』

認定経営革新等支援機関による早期経営改善計画策定支援事業

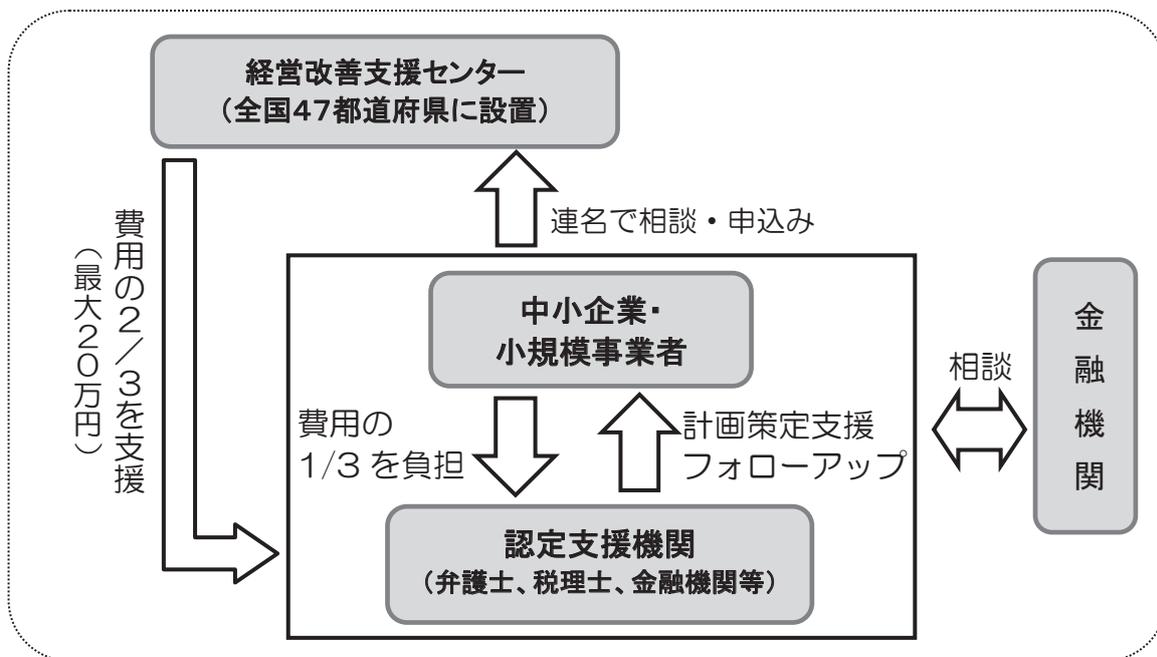
本格的な経営改善が必要となる前の早期段階において、中小企業・小規模事業者が、外部専門家(認定経営革新等支援機関)の助けを得て実施する資金繰り管理・採算管理等の基本的な経営改善の取り組みを支援します。

対象となる方

本格的な経営改善が必要となる前の早期段階において、資金繰り管理や採算管理など、基本的な内容の経営改善の取組を必要とする中小企業・小規模事業者

支援内容

国の認定を受けた認定経営革新等支援機関(認定支援機関)の支援を受けて早期の経営改善計画を策定する場合、その策定等に要する費用(フォローアップ費用を含む)について、総額の2/3(最大20万円、うちフォローアップ費用は5万円まで)まで負担します。



- 認定支援機関とは、中小企業の経営相談等に関して専門的知識や実務経験が一定レベル以上にある者として、国の認定を受けた公的な支援機関です。
- 主な認定支援機関は、国の認定を受けた税理士・税理士法人、公認会計士、中小企業診断士、弁護士、金融機関等です。

ご利用方法

下記のお問い合わせ先まで、ご相談ください。

事業の概要、申請書類等は、下記ホームページにて公開しています。

URL: <http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kakushin/kaizen/index.htm>

お問い合わせ先

- ・各都道府県の経営改善支援センター (巻末お問い合わせ先一覧参照)
- ・中小企業庁 金融課 電話:03-3501-2876

『事業承継の支障となっている経営者保証を外したい』

事業承継特別保証

経営者保証を提供している金融機関からの借入金を、経営者保証を不要とする借入金に借換える場合に、信用保証協会が経営者保証を不要とする保証を行うことで、事業承継の促進を図ります。

対象となる方

次の(1)または(2)に該当し、かつ、(3)に該当する中小企業者

- (1)信用保証協会の保証申込受付日から3年以内に事業承継を予定する事業承継計画を有する法人
 - (2)一定の期間内に事業承継を実施した法人であって、事業承継日から3年を経過していないもの
 - (3)次の①から④の全ての要件を満たす法人
 - ①資産超過であること
 - ②EBITDA有利子負債倍率(※)が10倍以内であること
 - ③法人・個人の分離がなされていること
 - ④返済緩和している借入金がないこと
- (※)EBITDA有利子負債倍率＝(借入金・社債－現預金)÷(営業利益＋減価償却費)

支援内容

- 対象資金 : 事業資金
既存のプロパー借入金(個人保証あり)の本制度による借換も可能
ただし、(2)に該当する方に対しては、事業承継前の借入金に係る借換資金に限る
- 保証限度額 : 無担保8千万円、最大で2億8千万円(一般の保証とは同枠)
- 保証料率 : 0.45%～1.90%
0.20%～1.15%(経営者保証コーディネーターの確認を受けた場合)
- 保証割合 : 責任共有保証(80%)
- 保証人 : 徴求しない

ご利用方法

まずはお取引のある金融機関や信用保証協会にご相談ください。

お問い合わせ先

(一社)全国信用保証協会連合会 電話:03-6823-1200

各都道府県等の信用保証協会 URL: <http://www.zenshinhoren.or.jp/others/nearest.html>

『売掛債権や在庫を活用した融資を受けたい』

流動資産担保融資保証制度
(ABL保証制度)

中小企業者が有する売掛債権や在庫を担保とした融資に信用保証協会が保証を行うことにより、個人保証や不動産担保に過度に依存しない円滑な資金調達の実現を支援します。

対象となる方

中小企業者(個人又は法人・組合等で事業を営まれる方)で、一部の業種(農業、林業、漁業、金融・保険業等)を除きほとんどの業種の方が対象となります。(通常の信用保証制度の利用者の範囲と同じです。)

支援内容

中小企業者が保有している売掛債権(売掛金債権・手形債権・電子記録債権、割賦販売代金債権、運送料債権、診療報酬債権、工事請負代金債権など)及び棚卸資産を担保として金融機関が融資を行う際、信用保証協会が債務保証を行う制度です。

■保証限度額・保証割合

保証限度額:2億円

保証割合:80%

(金融機関からの借入限度額は2億5,000万円)

■保証料率

借入極度額(借入金額)に対し、年率0.68%

■担保条件

- ・申込人の有する売掛債権及び棚卸資産のみを担保とします。法人代表者以外の保証人は徴求しません。
- ・売掛債権の譲渡は、第三者に対抗できるようにするため、(1)債権譲渡登記制度に基づく登記、(2)売掛先への通知、(3)売掛先の承諾のいずれかが必要です。
- ・棚卸資産の譲渡は、第三者に対抗できるようにするため、動産譲渡登記制度に基づく登記が必要です。

■保証期間

根保証方式:1年間(更新可能)

個別保証方式:1年以内

ご利用方法

■保証申込み

- ・まずはお取引のある金融機関や信用保証協会にご相談ください。
- ・具体的な取引内容が確認できる資料(基本契約書等)が必要となります。
- ・売掛金や棚卸資産の売却代金が入金される口座を予め届け出る必要があります。この口座が本制度に基づく貸付を受ける金融機関以外の金融機関の口座である場合は、1ヶ月に1回以上、預金明細を提出する必要があります。

■借入形態・返済

- ・売掛債権は、売掛先が倒産するリスクなどがあるため、実際の売掛債権の額面そのままの金額で借入を受けられるわけではありません。（掛け目がかかります）
- ・個別保証方式の場合、融資の返済期日は、引き当てとした売掛債権の入金予定日に設定すること（期日一括返済）が基本となります。
- ・3ヶ月に1回以上、売掛債権の金額及び棚卸資産の数量等を金融機関に報告する必要があります。

その他

- ・機械設備や車両運搬具等の固定資産は担保の対象となりません。
- ・本制度を活用するためには、売掛先である企業から、適切な理解と協力を得ることが重要となります。

お問い合わせ先

（一社）全国信用保証協会連合会 電話：03-6823-1200

各都道府県等の信用保証協会 URL：<http://www.zensinhoren.or.jp/others/nearest.html>

『目標の実現や経営上抱える各種課題を解決したい』

信用保証協会による経営支援事業

信用保証協会が地域金融機関と連携して、専門家派遣をはじめとした経営支援を実施し、資金繰り支援と一体となった支援を行います。

対象となる方

創業予定者、経営改善等に取り組む中小企業・小規模事業者（信用保証協会の利用者又は利用予定者に限る）

支援内容

経営上の様々な課題の解決や改善に向けた取組みを推進するため、専門的な知識と経験を有する専門家を派遣します（専門家派遣費用等の一部は信用保証協会が負担）。

専門家派遣の際には、経営相談や経営改善計画策定等の支援とともに、信用保証協会の職員等が同行し、中小企業・小規模事業者等とのコミュニケーションを図り、資金繰りの相談にも応じることでより効果的なアドバイスを実施します。

また、経営改善を伴う金融支援の実施に際して複数の取引金融機関等の債務が関係し、中小企業・小規模事業者が取引金融機関等との調整を進められないような場合には、信用保証協会が事務局となる経営サポート会議[※]もご利用ください。

※経営サポート会議とは、中小企業・小規模事業者、取引金融機関、信用保証協会等が一堂に会し、具体的な支援策について意見・情報交換を実施することで、中小企業・小規模事業者の経営改善等を図ることを目的とした会議です。

ご利用方法

詳細については、以下の窓口までご連絡ください。

お問い合わせ先

（一社）全国信用保証協会連合会 電話：03-6823-1200

各都道府県等の信用保証協会 URL：<https://www.zenshinhoren.or.jp/others/nearest.html>

『交際費を支出した場合の税制措置を知りたい』

交際費等の損金算入の特例

交際費等を支出した場合、一定額まで損金算入することができます。

対象となる方

資本金又は出資金の額が1億円以下の法人(※)

- ※ 資本金又は出資金の額が1億円以下の法人であっても、次の法人は本税制の適用を受けることができません。
- ・大法人(資本金又は出資金の額が5億円以上の法人、相互会社、受託法人)との間に、完全支配関係(100%の出資関係)がある法人
 - ・完全支配関係(100%の出資関係)にある複数の大法人に発行済株式等の全部を保有されている法人
 - ・投資法人、特定目的会社、受託法人

措置の内容

以下①、②のうち、どちらかを選択して損金算入することができます。

- ①支出した交際費等のうち、800万円までの全額
- ②支出した接待飲食費の50%(支出する接待飲食費の上限はありません。)

手続の流れ

確定申告書に交際費等の損金算入に関する明細書を添付し、最寄りの税務署に申告して下さい。

適用期間

令和4年3月31日まで

お問い合わせ先

国税庁、国税局(事務所)または税務署の税務相談窓口

融資・リース・保証

補助金・税制・出資

情報提供・相談

セミナー・研修・イベント

法律等に基づく支援

『設備投資を行った場合の税制措置を知りたい』(国税)

中小企業経営強化税制

中小企業等経営強化法に基づき、認定を受けた経営力向上計画に従って行われた、一定の設備投資について、即時償却又は税額控除の適用を受けることができます。

対象となる方

青色申告書を提出する、資本金又は出資金の額が1億円以下の法人等(※1)又は常時使用する従業員の数が1,000人以下の個人であって、中小企業等経営強化法の経営力向上計画の認定を受けたもの

※1 資本金又は出資金の額が1億円以下であっても、次の法人は本税制の措置を受けることができません。

- ①大規模法人(資本金又は出資金の額が1億円超の法人、大法人(※2)の100%子法人(※3)等)から2分の1以上の出資を受ける法人
- ②2以上の大規模法人から3分の2以上の出資を受ける法人
- ③適用を受けようとする事業年度における平均所得金額(前3事業年度の所得金額の平均)が年15億円を超える法人(※3)

※2 資本金5億円以上の法人、相互法人・外国相互会社(常時使用する従業員が1,000人超のもの)又は受託法人

※3 平成31年4月1日以降に開始する事業年度決算から適用されます。

対象となる設備

下表の設備であって、指定事業の用に供するものが対象となります。

類型	生産性向上設備(A類型)	収益力強化設備(B類型)
要件	旧モデルと比較し、生産性が年平均1%以上向上する設備	投資収益率が年平均5%以上の投資計画に係る設備
対象設備	機械装置(160万円以上) 測定工具及び検査工具(30万円以上) 器具備品(30万円以上) 建物附属設備(60万円以上) ソフトウェア(70万円以上)(※1)	機械装置(160万円以上) 工具(30万円以上) 器具備品(30万円以上) 建物附属設備(60万円以上) ソフトウェア(70万円以上)(※1)
確認者	工業会等	経済産業局
その他要件	①生産等設備を構成するものであること(事業の用に直接供される設備が対象) ②国内への投資であること ③中古資産・貸付資産でないこと 等	

※1 設備の稼働状況等に係る情報収集機能及び分析・指示機能を有するものであることが必要。

※2 中古品、貸付の用に供する設備は対象外。

<指定事業>

中小企業投資促進税制(259頁参照)及び商業・サービス業・農林水産業活性化税制(264頁参照)のそれぞれの対象事業に該当する全ての事業

措置の内容

即時償却又は取得価額の10%の税額控除(資本金又は出資金の額が3千万円を超える法人は7%)の適用を受けることができます。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引により導入した設備は、税額控除の適用のみ受けることができます。

適用期間

令和3年3月31日まで

手続きの流れ

詳しくは中小企業庁のホームページをご覧ください。以下の窓口までお問い合わせください。

お問い合わせ先

<中小企業経営強化税制について>

中小企業税制サポートセンター 電話:03-6281-9821 (9:30~12:00、13:00~17:00)

<経営力向上計画について>経営力向上計画相談窓口

中小企業庁 事業環境部 企画課 電話:03-3501-1957 (9:30~12:00、13:00~17:00)

『法人税の負担を軽減したい』

中小企業者等の法人税率の特例

中小企業等の法人税率は軽減されています。

対象となる方

資本金又は出資金の額が1億円以下の法人等(※)

- ※ 資本金又は出資金の額が1億円以下の法人等であっても、次の法人は本税制の措置を受けることができません。
- ・大法人(資本金又は出資金の額が5億円以上の法人、相互会社、受託法人)との間に、完全支配関係(100%の出資関係)がある法人
 - ・完全支配関係(100%の出資関係)にある複数の大法人に発行済株式等の全部を保有されている法人
 - ・投資法人、特定目的会社、受託法人

措置の内容

資本金又は出資金の額が1億円以下の法人等の年所得800万円以下の部分にかかる法人税率は、令和3年3月31日までの措置として、15%に引下げられています。

対象	法人税法における税率(本則)		令和3年3月31日までの時限的な軽減税率
大法人 資本金1億円超	所得区分なし	23.2%	-
中小法人 資本金1億円以下	年所得800万円超の部分	23.2%	-
	年所得800万円以下の部分	19%	15%
商工会、商工会議所、 中小企業等協同組合、 商店街振興組合など	所得区分なし	19%	15% (年所得800万円以下の部分)

手続の流れ

確定申告書等に必要事項を記載し、最寄りの税務署に申告して下さい。

適用期間

令和3年3月31日まで

お問い合わせ先

国税庁、国税局(事務所)または税務署の税務相談窓口

『事業承継について支援を受けたい』 事業承継の円滑化のための支援策

事業承継対策をしていないと、様々な理由で事業が不安定になり、事業の継続が困難となってしまいます。なんとなく必要なのは分かっている先延ばしにしがちな事業承継対策。問題になる前に、できるだけ早い準備が重要です。

対象となる方

事業承継でお悩みの中小企業者・後継者

支援内容（詳細は各頁に記載されております連絡先にお問い合わせください。）

■ 経営承継円滑化法による事業承継円滑化に向けた総合的支援（275頁参照）

後継者に経営を承継する場合などに、「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（経営承継円滑化法）」に基づき、事業承継の円滑化に向けた以下の支援を受けることができます。

○ 遺留分に関する民法の特例

○ 金融支援

○ 法人版事業承継税制

○ 個人版事業承継税制

※ 遺留分に関する民法の特例に関しては経済産業大臣の確認及び家庭裁判所の許可が必要です。

※ 金融支援、法人版及び個人版事業承継税制については都道府県知事の認定を受けることが必要です。

■ 事業引継ぎ支援事業（再掲270頁参照）

中小企業者等の事業引継ぎや事業承継を円滑に進めるため、各都道府県に設置された「事業引継ぎ支援センター（※）」が課題解決に向けて助言、情報提供、マッチング支援等を行います。

■ 事業承継補助金（再掲271頁参照）

事業承継や事業再編・事業統合を契機とした設備投資や販路拡大等の経営革新、既存事業の廃業等に要する費用を支援します。

■ 中小企業成長支援ファンド（再掲19頁参照）

後継者不在等の問題を抱える中小企業は、ファンドによる資金供給や販路拡大等の経営支援を受けることができます。

■ 事業承継フォーラムなどの開催

事業承継を経験した経営者に実体験を語っていただく事業承継フォーラムを各地で開催し、早期・計画的な事業承継の取組を促します。また、地域の中小・零細企業の事業承継を支える中小企業支援者向けの研修を実施いたします。（開催時期や場所は、中小企業基盤整備機構 事業承継・事業再生支援部 電話：03-5470-1576 にお問い合わせください。）

■ 事業承継ガイドライン

中小企業の円滑な事業承継のためのガイドラインを作成しました。中小企業庁ホームページ（トップページ → 財務サポート）から無料でダウンロードができます。

融資・リース・保証

補助金・税制・出資

情報提供・相談

セミナー・研修・イベント

法律等に基づく支援

『会社を引継ぐ後継者探しを支援して欲しい』

事業引継ぎ支援事業

後継者不在等の悩みを抱える中小企業者等に対して、マッチング支援等を行います。

対象となる方

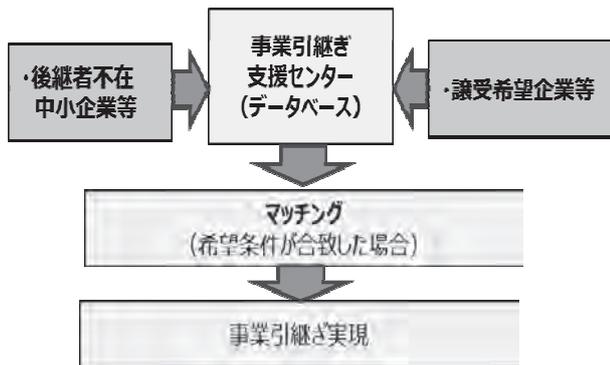
後継者不在等の悩みを抱える中小企業者等

支援内容

中小企業者等の経営資源及び事業の引継ぎや事業承継を円滑に進めるため、各都道府県に設置された「事業引継ぎ支援センター※」が課題解決に向けて助言、情報提供、マッチング支援等を行います。

※「事業引継ぎ支援センター」とは、産業競争力強化法に基づき、中小企業者等の後継者マッチング等を支援するために設立された専門機関。

＜支援事業の流れ＞



センターにおける支援の流れ

①相談対応（一次対応）

・相談対応を通じ、事業引継ぎ支援の実施の可否を判断。

②登録機関への橋渡し（二次対応）

・相談案件をセンターの登録機関（仲介業者、金融機関等）に取り次ぐ。

③センターによるマッチング（三次対応）

・マッチング相手がいる場合や登録機関の不調案件をセンターが士業法人等を活用してマッチングを実施。

ご利用方法

M&A等による事業引継ぎを行うためには、早めの相談が大切です。まずは、各都道府県の事業引継ぎ支援センターまでご相談ください。専門家が親身に対応します。相談は無料です。

お問い合わせ先

- ・各都道府県の事業引継ぎ支援センター及び(独)中小企業基盤整備機構に設置された事業引継ぎ支援全国本部 (巻末お問い合わせ先一覧参照)
- ・中小企業庁 財務課 電話: 03-3501-5803
- ・各経済産業局中小企業課等 (巻末お問い合わせ先一覧参照)
- ・(独)中小企業基盤整備機構の各地域本部 (巻末お問い合わせ先一覧参照)

『 事業承継・M&Aをきっかけに新しいチャレンジをしたい 』

事業承継補助金

事業再編、事業統合を含む経営者の交代を契機として経営革新等を行う事業者に対して、その取組に要する経費の一部を補助します。

対象となる方

＜後継者承継支援型＞

事業承継（事業再生を伴うものを含む）を行う個人及び中小企業・小規模事業者等であり、以下の①～③の要件を満たすこと（※1）。

- ①事業承継を契機として、経営革新等に取り組む、または、事業転換に挑戦する者であること。
- ②産業競争力強化法に基づく認定市区町村又は認定連携創業支援事業者により特定創業支援事業を受ける者など、一定の実績や知識などを有している者であること。
- ③地域の需要や雇用を支える者であり、地域の需要や雇用を支えることに寄与する事業を行う者であること。

※1 後継者承継支援型には事業譲渡や株式譲渡等による承継は含みません。

＜事業再編・事業統合支援型＞

事業再編・事業統合等を行う個人及び中小企業・小規模事業者等であり、その後以下例のような新しい取組を行うこと

対象となる取組例：合併／会社分割／事業譲渡／株式交換・株式移転／株式譲渡など

支援内容

枠組		補助率	補助上限額	上乗せ額 ※廃業を伴う場合	合計
原則枠	後継者承継支援型 (経営者交代タイプ)	1/2	225万円	+225万円	450万円
	事業再編・事業統合支援型 (M&Aタイプ)	1/2	450万円	+450万円	900万円
・ベンチャー型事業承継枠 新商品の開発・新サービスの提供等を実施 ・生産性向上枠 「経営革新計画」又は「先端設備等導入計画」を提出	後継者承継支援型 (経営者交代タイプ)	2/3	300万円	+300万円	600万円
	事業再編・事業統合支援型 (M&Aタイプ)	2/3	600万円	+600万円	1,200万円

ご利用方法

詳細については、下記にお問い合わせください。

お問い合わせ先

中小企業庁事業環境部財務課 電話：03-3501-5803

『事業承継を円滑化するための税制措置について知りたい』

事業承継円滑化のための税制措置

中小企業・小規模事業者の非上場株式等に係る相続税・贈与税が納税猶予・免除されます。
(法人版事業承継税制)

個人事業者も事業用資産を承継する際に課される相続税・贈与税が納税猶予・免除されま
す。(個人版事業承継税制)

- ① 非上場株式等を相続又は贈与により取得した後継者
- ② 一定の事業用資産を相続又は贈与により取得した個人事業者
- ③ 特定小規模宅地を相続した個人事業者・後継者

措置の内容

① 非上場株式を相続又は贈与により取得した後継者【法人版事業承継税制】

■非上場株式等についての『相続税』の納税猶予・免除制度

後継者(親族外も対象)が、相続又は遺贈により、非上場会社の株式等を先代経営者(被相続人)から取得し、経営承継円滑化法に係る都道府県知事の認定を受け、その会社を営
営していく場合には、その後継者が納付すべき相続税のうち、その株式等に係る相続税の納税
が猶予(※(2))され、後継者が死亡した場合には、猶予税額が免除されます。

■非上場株式等についての『贈与税』の納税猶予・免除制度

後継者(親族外も対象)が、贈与により、非上場会社の株式等を先代経営者から全部又は
一定以上取得し、経営承継円滑化法に係る都道府県知事の認定を受け、その会社を営
営していく場合には、その後継者が納付すべき贈与税のうち、その株式等に対応する贈与税の納税
が猶予(※(2))され、後継者が死亡した場合には、猶予税額が免除されます。

※法人版事業承継税制の特例措置について

2018年4月1日に、法人版事業承継税制の特例措置が創設されました。

2018年4月1日から2023年3月31日までの5年以内に経営承継円滑化法に基づく「特例
承継計画」を都道府県知事に提出したうえで、2018年1月1日から2027年12月31日までの
10年間に行われた非上場株式の贈与・相続が対象となります。

従前の措置も一般措置として存在していますが、特例措置については一般措置と比べて以
下の点で大きく優遇される内容が拡充されています。

(1) 経営環境変化に対応した減免制度を導入

後継者が自主廃業や売却を行う際、経営環境の変化により株価が下落した場合でも、
承継時の株価を基に贈与・相続税が納税されていたところ、売却時や廃業時の評価額を
基に納税額を再計算することとします。これにより、承継時の株価を基に計算された納税
額との差額を減免いたします。

(2) 対象株式数の上限撤廃、猶予割合を100%に拡大

納税猶予の対象になるのは、発行済議決権株式総数の2/3までであり、さらに相続税
の納税猶予割合は80%であったところ、対象株式数の上限を撤廃し、納税猶予割合も10
0%に拡大することとします。これにより、事業承継時の贈与税・相続税の支払い負担はゼ

口となります。

(3) 雇用要件の抜本的見直し

事業承継税制の適用後5年間で平均8割以上の雇用を維持できなければ猶予された税額の全額を納付しなければならなかったところ、人手不足の現状を受け、雇用要件を弾力化し、5年平均8割が未達成の場合でも猶予を継続可能といたします(経営悪化等が理由の場合は、認定支援機関の指導助言が必要となります。)

(4) 対象者の制限の大幅な緩和

一人の先代経営者から一人の後継者に対して贈与・相続される株式のみが対象であったところ、親族外を含む複数の株主から、代表者である後継者(最大3人まで)への承継も対象となります。

(参考)都道府県知事の認定を受けるための主な要件

- (1) 中小企業者であること。
- (2) 資産保有型会社等に該当しないこと。
- (3) 先代経営者が会社の代表者であったこと。
- (4) 先代経営者及びその同族関係者が発行済株式総数の50%超を保有し、かつ、先代経営者がその同族関係者(後継者を除く)の中で筆頭株主であったこと。
- (5) 後継者及びその同族関係者が発行済株式総数の50%超を保有し、かつ、後継者がその同族関係者の中で筆頭株主であること。
- (6) 後継者が相続開始の直前に会社の役員であったこと(先代が60歳以上である場合のみ)。贈与の場合は、贈与の3年前から引き続き役員に就任していること。 等

② 一定の事業用資産を相続又は贈与により取得した個人事業者【個人版事業承継税制】

2019年4月1日に、個人事業者が先代から事業用資産を相続又は贈与により取得した際に課される相続税・贈与税が納税猶予・免除される特例措置が創設されました。

法人版事業承継税制と類似の制度設計となっており、2019年4月1日から2024年3月31日までの5年以内に経営承継円滑化法に基づく「個人事業承継計画」を都道府県知事に提出したうえで、2019年1月1日から2028年12月31日までの10年間に行われた一定の事業用資産の贈与・相続が対象となります。

その他、主なポイントは以下のとおりです。

- (1) 対象となる事業用資産に係る贈与税・相続税を100%猶予することができます。また、法人版同様に承継後の経営悪化によって廃業等をした場合は納税が減免されるほか、個人版独自の措置として、承継をした個人事業者が一定の身体障害等に該当した場合の免除などが講じられます。
- (2) 事業用の宅地(400㎡まで)・建物(800㎡まで)、機械・器具備品等の幅広い事業用資産が対象です。
- (3) 親族外への承継も対象になります。
- (4) 相続時精算課税制度との併用は可能です。ただし、個人版事業承継税制と小規模宅地特例(事業用)とは選択適用となります。

③ 特定小規模宅地等を相続した個人事業者・中小企業の後継者

■小規模宅地等(特定事業用宅地等・特定同族会社事業用宅地等)の特例(相続税)

特定事業用宅地等(事業を継続する等の要件があります。)は、400㎡を限度として、相続税の課税価格に算入すべき価額の80%が減額となる課税の特例を受けることができます。

※特定事業用宅地等は、個人版事業承継税制と選択適用になります。

<その他、事業承継に際して活用可能な制度>

■相続時精算課税制度(贈与税・相続税)

贈与税の申告時に、「相続時精算課税選択届出書」など必要な書類を添付することで、下記のとおり、贈与時に軽減された贈与税を納付して、相続時に相続税で精算する課税制度を選択することができます。なお、平成30年度税制改正により、事業承継税制の適用を受ける場合には、現行制度に加えて60歳以上の贈与者から、20歳以上の後継者への贈与を相続時精算課税制度の対象とすることとなりました。(贈与者の子や孫でない場合でも適用可能。)

(贈与時)

申告を前提に、60歳以上の親又は祖父母から20歳以上の子又は孫への贈与につき、2,500万円の非課税枠(限度額まで複数回使用可)があり、これを超える部分については税率一律20%で課税します。

(相続時)

贈与時の時価で贈与財産を相続財産と合算して相続税額を計算し、精算します。

■相続により取得した非上場株式を自社に売却した場合の課税の特例(所得税等)

非上場株式を相続した個人が、相続税の申告期限から3年以内に発行会社に相続株式を売却した場合、①みなし配当課税の特例、②取得費加算の特例を適用することができます。

①みなし配当課税(最高55.945%の累進課税)※1でなく、譲渡所得課税(20.315%の分離課税)※1が適用されます。

②また、この場合の非上場株式の譲渡による譲渡所得金額を計算するにあたり、その非上場株式を相続等により取得したときに課された相続税額のうち、その株式の相続税評価額に対応する部分の金額を取得費に加算(譲渡所得から控除)することができます。※2

※1 税率は、所得税、復興特別所得税及び住民税の合計です。

※2 譲渡所得＝売却金額－(株式の取得費＋譲渡するために直接かかった費用＋加算する相続税額)

特例を受けるためには一定の手続が必要です。

お問い合わせ先

国税庁、国税局(事務所)又は税務署の税務相談窓口

事業承継税制の前提となる円滑化法の認定については、各都道府県にお問い合わせください。

『後継者に事業を円滑に引き継ぎたい』

経営承継円滑化法による総合的支援

後継者に事業を承継する場合などに、「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（経営承継円滑化法）」に基づき、事業承継の円滑化に向けた支援を受けることができます。

対象となる方

- 【遺留分特例】相続による自社株式等の散逸を防止したい中小企業の後継者
- 【金融支援】事業承継に伴い多額の資金ニーズが発生している中小企業とその後継者
- 【事業承継税制】相続税・贈与税の納税猶予・免除の適用を受けようとする中小企業の後継者

支援内容

■遺留分※に関する民法の特例

一定の要件を満たす後継者（親族外も対象）が、遺留分権利者全員との合意及び所要の
手続（経済産業大臣の確認、家庭裁判所の許可）を経ることにより、以下の民法の特例の適
用を受けることができます。

※遺留分とは、配偶者や子など（遺留分権利者）に民法上保障される最低限の資産承継の権利です。
後継者への生前贈与により、相続時に他の遺留分権利者が実際に得られた相続財産が「遺留分」に
足りない場合に、後継者が、他の遺留分権利者から「遺留分」を取り戻すための請求（遺留分減殺請
求）を受けるおそれがあります。

①生前贈与株式を遺留分の対象から除外

贈与株式を遺留分減殺請求の対象外とすることで、相続に伴う株式分散を未然に防
止できます。

②生前贈与株式の評価額を予め固定

後継者の貢献による株式価値上昇分を遺留分減殺請求の対象外とすることで、企業
価値の向上を心配することなく経営に集中できます。

■金融支援

事業承継に伴う多額の資金ニーズ（自社株式や事業用資産の買取資金、相続税の納税資
金等）や信用力の低下による取引・資金調達等への支障が生じている場合に、都道府県知事
の認定を受けることを前提として、①信用保険の別枠化による信用保証枠の実質的な拡大、
②株式会社日本政策金融公庫等による代表者個人に対する融資制度を利用することができ
ます。

■事業承継税制（再掲272頁参照）

事業承継税制は、都道府県知事から経営承継円滑化法の認定を受けた場合、相続税・贈与
税の納税が猶予・免除される制度です。

法人版事業承継税制は、事業継続要件等の一定の要件を満たす場合に、後継者が取得した
自社株式等に係る相続税・贈与税の納税が猶予・免除されます。2018年度の税制改正により、202
7年までの10年間に限った特例措置が設けられています。（2023年3月末までに特例承継計画を提出
した事業者に限ります。）

また、2019年度税制改正において、2028年までの時限措置として個人版事業承継税制が創設さ
れました。個人事業者が事業用資産を承継した際に課される相続税・贈与税の納税が猶予・免除
されます。（2024年3月末までに個人事業承継計画を提出した者に限ります。）

お問い合わせ先

- 【遺留分に関する民法の特例】中小企業庁財務課 電話：03-3501-5803（9:00～17:00）
- 【金融支援・事業承継税制】各都道府県

『中心市街地の商業活性化に取り組むためのアドバイスを受けたい』

中心市街地商業活性化アドバイザー派遣事業

中心市街地の商業活性化の取組を行う場合に、専門家によるアドバイスを受けることができます。

対象となる方

中心市街地活性化協議会（以下「協議会」という。）、または中心市街地活性化法による活性化を検討する商工会・商工会議所、まちづくり会社等の組織
認定民間中心市街地商業活性化事業者である中小企業者

支援内容

中心市街地の活性化に関して課題を持つ協議会等に対して、（独）中小企業基盤整備機構（以下「中小機構」という。）が実務知識・ノウハウを持つアドバイザーを派遣し、協議会の設立や運営、個別事業（基本計画掲載事業もしくは掲載が見込まれる事業）についてアドバイスを行います。

○利用者の自己負担

派遣期間が一定期間内であれば、利用者の自己負担はありませんが、一定期間を超えた場合、派遣費用の一部が自己負担となります。

ご利用方法

中小機構まちづくり推進室に申込書を提出してください。

申込書・利用者の手引きについては、下記ホームページをご覧ください。

お問い合わせ先

（独）中小企業基盤整備機構 高度化事業部 まちづくり推進室

電話：03-5470-1632

URL：http://www.smrj.go.jp/supporter/urban_vitalization/index.html

『中心市街地の中小商業機能強化のための税制支援や低利融資を受けたい』

中心市街地に対する税制支援措置・低利融資制度

中心市街地を活性化させるために意欲的な取組を行う地域は、税制、低利融資などの支援を受けることができます。

対象となる方

【税制支援】

中小小売商業高度化事業のために土地を譲渡した者

【低利融資】

中心市街地関連地域で卸売業、小売業、飲食サービス業、サービス業及び不動産賃貸業を営む方

※不動産賃貸業は、中心市街地の活性化に関する法律第15条第1項各号に該当する方又は第42条第4項に規定する経済産業大臣による認定を受けた方に限ります。

※中心市街地関連地域とは、中心市街地活性化法に基づき内閣総理大臣の認定を受けた中心市街地基本計画で定められた中心市街地のことなどをいいます。

支援内容

【税制支援】

土地を譲渡した際の譲渡所得の特別控除

個人又は法人が中心市街地活性化法に規定する中小小売商業高度化事業のために土地を譲渡した場合、当該土地の譲渡所得から1,500万円を特別控除します。

【低利融資】

(1) 貸付機関

株式会社日本政策金融公庫(中小企業事業、国民生活事業)、沖縄振興開発金融公庫

(2) 貸付限度額

・中小企業事業

7億2,000万円(うち運転資金2億5,000万円)

・国民生活事業

7,200万円(うち運転資金4,800万円)

(3) 資金用途

以下の事項に必要な資金

・合理化、共同化等を図るための設備の取得

・セルフサービス店の取得

・集配センターの建設・増改築(中小企業事業のみ)

・ショッピングセンターへの入居

・販売促進、人材確保(運転資金のみ)

・新分野への進出

ご利用方法

【税制支援】

・土地の買取をする者が中小小売商業高度化事業計画の認定を受けた法人であること

・認定された中小小売商業高度化事業が(独)中小企業基盤整備機構の高度化融資を受けている計画であること等

【低利融資】

・株式会社日本政策金融公庫(沖縄においては沖縄振興開発金融公庫)にお問い合わせ下さい。

お問い合わせ先

税制支援 中小企業庁商業課 電話:03-3501-1929

低利融資 日本政策金融公庫 電話:0120-154-505

沖縄振興開発金融公庫 電話:098-941-1795

『**中心市街地活性化協議会の設立・運営にあたって支援を受けたい**』**中心市街地活性化協議会運営支援事業**

これから中心市街地活性化協議会を設立する、またはすでに設立されている協議会に対して、電話等による相談対応、情報提供、ネットワーク構築に向けた支援を行います。

対象となる方

中心市街地活性化協議会（以下「協議会」という。）、または中心市街地活性化法による活性化を検討する商工会・商工会議所、まちづくり会社等の組織

支援内容

協議会の設立・運営にあたって、（独）中小企業基盤整備機構（以下「中小機構」という。）に設置された中心市街地活性化協議会支援センターを中心に以下のような支援を実施します。

- 協議会の設置や運営等についての相談対応を、電話・メール等により行います。
- 公式HP（URL：<http://machi.smrj.go.jp/>）及びメールマガジンで各種情報提供を行います。
 - ・協議会の設置状況や基本計画の認定状況
 - ・全国各地のまちづくり取組事例
 - ・国等の支援策 等
- 協議会のネットワーク構築を支援します。
 - ・協議会交流会（全国勉強会）の開催

ご利用方法

中小機構・中心市街地活性化協議会支援センターへお問い合わせ下さい。

お問い合わせ先

（独）中小企業基盤整備機構 高度化事業部 まちづくり推進室
電話：03-5470-1632

中心市街地活性化協議会支援センター 電話：03-5470-1623
URL：<http://machi.smrj.go.jp/>

『ITの活用を専門家に相談したい』 ITに関する専門家派遣事業

IT 経営に高度な知見と実績を有する専門家の派遣により、中小企業・小規模事業者のIT リテラシーを高め、IT 導入による生産性向上、販路拡大を促進させる。

対象となる方

ITを活用して経営力の向上を目指す中小企業者

支援内容

○IT関連の専門家等派遣事業

全国各地に設置されているよろず支援拠点及び地域プラットフォームではITの活用に関する相談を受け付けています。また、専門性の高い支援が必要な場合には、より専門的な知識を有する専門家を派遣します。(304頁参照)

○戦略的CIO育成支援事業

IT経営に高度な知見と実績を有する専門家※を派遣し、情報セキュリティにも配慮しつつ、IT導入・運用のプロジェクトに対するアドバイスを行うと同時に、ITを活用した経営課題の解決を通じ、プロジェクトのリーダーが企業内CIOとして求められるスキルを習得することを支援します。

※派遣専門家：CIO経験者、中小企業診断士、ITコーディネーターなど、経営上の問題点・課題をITの活用により解決した実務経験・支援実績を有するアドバイザー

事業名	通称	概要	費用	標準支援期間と回数
IT企画・導入	CIO-A (企画・導入)	IT活用、導入の具体的なアドバイス IT人材の育成	17,500円／ 人日	10ヶ月 20回程度
IT化計画策定	CIO-B (構想)	IT活用、導入に向けた構想・計画策定をサポート	17,500円／ 人日	4ヶ月 8回程度
IT経営簡易診断	CIO-C (IT経営ドック)	IT活用の現状分析と方向性検討をサポート	無料	1~2ヶ月 3回

ご利用方法

下記お問い合わせ先までご連絡ください。

お問い合わせ先

○戦略的CIO育成支援事業

(独)中小企業基盤整備機構 電話:03-5470-1564

『様々な経営課題を解決して欲しい』

中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業
(よろず支援拠点事業)

中小企業・小規模事業者等が抱える様々な経営課題に対応するワンストップ相談窓口として、各都道府県に「よろず支援拠点」を設置し、一步踏み込んだ専門的な助言を行っています。

対象となる方

原則として、よろず支援拠点が設置されている都道府県において事業を行っている中小企業・小規模事業者、NPO法人・一般社団法人・社会福祉法人等の中小企業・小規模事業者に類する方、創業予定の方

支援内容

売上拡大や経営改善などの様々な経営課題に対応する専門家を各拠点到に配置しており、中小企業・小規模事業者の経営上の悩みに親身に耳を傾け、適切な解決策をご提案するとともに、成果がでるまでフォローアップします。

経営上の様々なお悩みを、何度でも無料で相談できますので、お気軽にご利用ください。



ご利用方法

まずは、お近くのよろず支援拠点にご相談ください。

お問い合わせ先

各都道府県よろず支援拠点一覧 <https://yorozu.smrj.go.jp/base/>

中小企業庁 経営支援部 経営支援課

電話: 03-3501-1763

融資・リース・
保証補助金・税
制・出資情報提供・相
談セミナー・研
修・イベント法律等に
基づく支援

『高度・専門的な経営課題を解決して欲しい』

中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業
(専門家派遣事業)

中小企業・小規模事業者が抱える経営課題が、内外の事業環境の変化により高度化、複雑化している中で、事業の各段階に応じた様々な経営課題・支援ニーズに対応するため、専門家派遣を実施します。

対象となる方

中小企業者及び起業を目指す者であって、国内に主たる事務所又は事業所を有する者(起業に係る場合にあっては、国内に主たる事務所又は事業所を設置しようとする者)

支援内容

よろず支援拠点や地域プラットフォーム※から、個々の中小企業・小規模事業者の課題に応じた専門家を派遣します。

ご利用方法

支援ポータルサイト「ミラサポ」で会員登録及び企業登録を行い、お近くのよろず支援拠点や地域プラットフォームにご相談ください。必要に応じてよろず支援拠点や地域プラットフォームの構成機関が専門家派遣を申請します。

※地域プラットフォームとは、

商工会・商工会議所や金融機関など地域の支援機関による、中小企業支援を目的に連携した組織体。平成25年度から設置。

具体的な利用方法の詳細については、下記URLをご参照のうえ、お問い合わせください。

<https://www.mirasapo.jp/specialist/index.html>

よろず支援拠点・地域プラットフォームについては、下記URLから検索ください。

<https://www.mirasapo.jp/regionplatform/index.html>

お問い合わせ先

・中小企業庁 経営支援部 経営支援課

電話:03-3501-1763

『企業経営における課題について具体的な相談をしたい』

中小企業基盤整備機構・中小企業支援センター

中小企業者が直面する経営上の課題について、専門家が適切な助言や支援をします。

対象となる方

様々な経営課題を抱える中小企業者の方

支援内容

1. 独立行政法人中小企業基盤整備機構(中小機構) 各地域本部

全国9ブロックに設置されている中小機構各地域本部では、経営課題の解決に取り組む中小企業者の方々を対象に、豊富な実務経験と支援実績を持つ専門家を派遣し、支援終了後も自律的・持続的に成長可能な仕組み作りをサポートします。

- ・経営アドバイス、メール経営相談
- ・オンライン経営相談「E-SODAN」

※E-SODANでは、パソコンやスマホでAIチャットボットが対応します(24時間対応)。

また、平日10時～17時は、専門家(中小企業診断士)にチャットで相談ができます。

- ・専門家の派遣(専門家継続派遣事業、経営実務支援事業)
- ・情報の提供
- ・「経営相談ホットライン」(電話経営相談)

2. 都道府県等中小企業支援センター

中小企業の経営全般に知見を有する専門家が、政府系金融機関や中小企業支援機関と連携しながら、中小企業の方が抱える問題解決のためアドバイス等の様々な支援を行います。

ご利用方法

下記連絡先にお問い合わせください。

お問い合わせ先

(独)中小企業基盤整備機構各地域本部の企業支援課

(巻末お問い合わせ先一覧参照)

オンライン経営相談「E-SODAN」(<https://bizsapo.ai.smrj.go.jp/>)

(専門家とチャットの受付は、平日10:00～17:00)

経営相談ホットライン: 050-3171-8814 (受付時間: 平日9:00～17:00)

各都道府県等中小企業支援センター(巻末お問い合わせ先一覧参照)

融資・リース・保証

補助金・税制・出資

情報提供・相談

セミナー・研修・イベント

法律等に基づく支援

『小規模事業者が抱えている経営面での問題に関する相談がしたい』

商工会・商工会議所の窓口

経営上の様々な問題は、商工会・商工会議所にご相談ください。
経営指導員がいつでも小規模事業者のみなさまのご相談に応じます。

対象となる方

常時使用する従業員が20人（商業・サービス業（宿泊業・娯楽業を除く）の場合は5人）以下の法人・個人事業主の方

ご相談に応じます

小規模事業者の経営に詳しい、いわば経営面でのホームドクターともいべき経営指導員が、相談に応じます。

（例）

- ・ 金融・信用保証など
- ・ 税務、経理、労務、社会保険など
- ・ 経営・技術の改善、知的財産権、商取引・販路開拓など

このほかこんな事業を実施しています

（例）

- ・ 税理士、公認会計士、弁護士による無料相談コーナー
- ・ 各種経営セミナー・講演会
- ・ 技術士や店舗プランナーなど様々な分野の専門家の派遣
- ・ 年末調整や決算、申告手続などの記帳指導
- ・ 創業や新事業展開を目指している方への支援



お問い合わせ先

最寄りの商工会・商工会議所
都道府県商工会連合会

『中小企業経営に関する総合的な情報を入手したい』

J-Net21

中小企業ビジネス支援ポータルサイト

中小企業施策の情報を中心に、企業事例集や経営に役立つ情報などをインターネットで提供します。

対象となる方

中小企業に関する施策等の情報が必要な中小企業者、創業予定者、中小企業支援担当者等

ネットに掲載されている内容

(1) 経営力向上に役立つ情報

- ・経営者の悩みに答える「ビジネス Q&A」
- ・経営者向けの教科書「経営ハンドブック」
- ・3つの質問に答えると経営課題解決のヒントが得られる「経営のヒント」
- ・決算情報を入力して経営状態を点検できる「経営自己診断システム」



(2) 起業・創業に役立つ情報

- ・起業を思い立ってから開業するまで、必要な情報をステップごとにまとめた「起業マニュアル」
- ・300以上の業種の業界トレンドや開業手続きをまとめた「業種別開業ガイド」
- ・LINEでいつでもどこでも24時間起業の相談ができる「起業ライダーマメル」

(3) 支援情報

- ・補助金・助成金など全国の中小企業支援機関が提供している最新の施策情報を、地域や目的別に検索できる「支援情報ヘッドライン」(スマホアプリも利用可能)
- ・重要施策について詳しく解説する「補助金・助成金だけじゃない！ 中小企業支援施策」

(4) 特集・事例

- ・SDGs や BCP、事業承継、創業など、様々なテーマについての企業の取り組み事例や解説記事。
- ・課題解決の事例をストーリー仕立てのマンガで読むことができる「中小タスクが行く！」。

(5) 中小企業 NEWS

注目の補助金・助成金などの重要施策やイベントの情報をピックアップ

ご利用方法

J-Net21に今すぐアクセス！

URL: <https://j-net21.smrj.go.jp/>



※ 中小企業庁のホームページ (URL: <https://www.chusho.meti.go.jp/>) からアクセス可能です

お問い合わせ先

(独) 中小企業基盤整備機構 広報統括室 広報課

電話: 03-5470-1519

『医療機器の開発・事業化における課題を解決したい』 「医療機器開発支援ネットワーク」事業

中小企業・ベンチャー等による医療機器の開発・事業化における課題を解決するために、医療現場のニーズに関する情報提供や各開発段階に応じたアドバイスなど、切れ目ない支援を提供します。

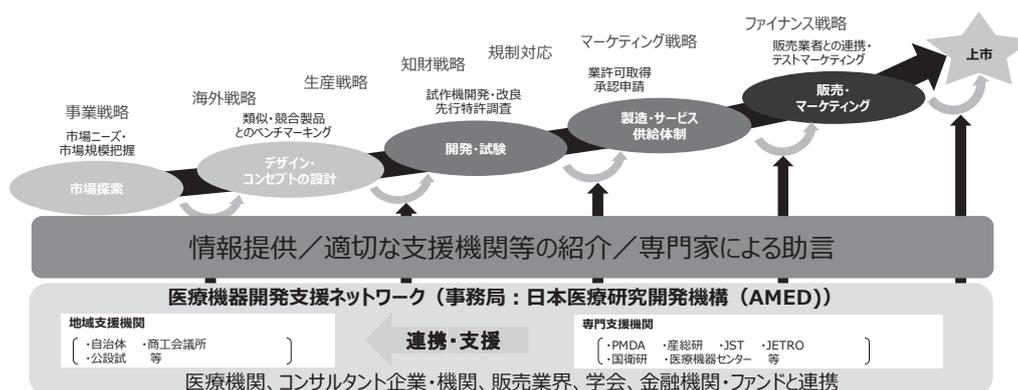
対象となる方

医療機器の開発・事業化において、医療現場のニーズ把握、医薬品・医療機器法への対応、販路開拓等の課題を解決したい中小企業・ベンチャー等。

支援内容

関係各省や関連機関、地域支援機関等が連携した「医療機器開発支援ネットワーク」を活用し、技術力のある中小企業・ベンチャー等に対して、以下の様々な支援を行います。

- 伴走コンサル : 各種情報提供や専門支援機関等の紹介
: 専門家・コンサルタントからの助言の場の提供
- アイデアボックス : 医療現場より抽出した臨床ニーズの提供
- 製品評価サービス : 開発する製品に対する医療現場の評価の提供



医工連携による医療機器等の開発・事業化を行う際の補助金を活用したい場合には、「医工連携イノベーション推進事業(開発・事業化事業)」をご参照下さい。

ご利用方法

お近くの地域支援機関または医療機器開発支援ネットワークの相談窓口にご相談下さい。

お問い合わせ先

国立研究開発法人 日本医療研究開発機構 産学連携部 医療機器研究課
電話: 03-6870-2213

『働き方改革の実現に取り組む事業主の方を支援します』

中小企業・小規模事業者等に対する働き方改革推進支援事業（働き方改革推進支援センター）

働き方改革関連法が順次施行される中、中小企業・小規模事業者等が抱える様々な課題に対応するワンストップ相談窓口として、47 都道府県に「働き方改革推進支援センター」を設置し、労務管理等の専門家が技術的な支援を無料で行います。

対象となる方

全ての事業主の方がご利用いただけます。

例えば、以下のようなお悩みをもつ事業主の方からのご連絡をお待ちしております。

- 36協定について詳しく知りたい
- 非正規雇用労働者の待遇をよくしたい
- 生産性を上げて賃金を上げたい
- 人手不足に対応するため、どのようにしたらよいか教えてほしい
- 助成金を利用したいが、利用できる助成金が分からない

支援内容

社会保険労務士等の専門家が、事業主の方からの労務管理上のお悩みをお聞きし、就業規則等の整備方法や助成金の活用などを含めたアドバイスを無料で行います。

具体的には、以下の支援を実施していますので、お気軽にご利用ください。

(1) 個別相談支援

- 窓口相談、電話、メールなどの個別支援
- 企業へ直接訪問し、事業主が抱える様々な課題について親身に相談
- 商工団体・市区町村等での出張相談会

(2) 働き方改革セミナーの開催

- 働き方改革関連法の周知、その取組に向けた労務管理の手法、助成金の活用方法などについてセミナーを行います。

ご利用方法

お問い合わせ先

各働き方改革推進支援センター一覧は以下のホームページをご覧ください。

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000198331.html>